

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月19日
【事業年度】	第10期(自 2024年10月1日至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
【英訳名】	Hybrid Technologies Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平川 和真
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル5F (注)2025年12月22日から本店は下記に移転する予定であります。 東京都中野区本町3-31-11 Daiwa中野坂上ビル6F
【電話番号】	03-6222-9506
【事務連絡者氏名】	取締役 濱本 剛史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル5F (注)2025年12月22日から本店は下記に移転する予定であります。 東京都中野区本町3-31-11 Daiwa中野坂上ビル6F
【電話番号】	03-6222-9506
【事務連絡者氏名】	取締役 濱本 剛史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上収益 (千円)	1,702,058	2,407,912	2,905,837	3,135,094	3,024,742
営業利益 (千円)	111,378	287,840	256,760	108,422	28,941
税引前利益(は損失) (千円)	105,821	310,064	189,270	96,920	14,796
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	75,132	249,615	160,328	53,015	18,732
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	68,631	229,795	176,791	64,399	144,023
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	570,850	2,125,473	2,333,231	2,281,308	2,132,589
資産合計 (千円)	1,342,891	2,965,065	3,847,463	4,066,413	3,891,579
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	76.69	193.58	206.96	200.12	186.16
基本的1株当たり当期利益 (円)	11.73	24.23	14.41	4.67	1.64
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	-	22.73	13.36	4.46	1.58
親会社所有者帰属持分比率 (%)	42.51	71.68	60.64	56.10	54.80
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	22.13	18.52	7.19	2.30	0.85
株価収益率 (倍)	-	38.59	44.34	100.86	225.00
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	209,336	344,804	260,835	361,714	11,724
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	486,016	247,791	694,562	300,220	540,208
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	279,342	1,183,913	85,083	13,288	92,683
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	500,061	1,808,962	1,296,698	1,359,122	916,620
従業員数 (人)	511	554	568	539	408

- (注) 1. 国際会計基準(以下「IFRS」という。)により連結財務諸表を作成しております。
2. 当社は、IFRSに基づいた連結財務諸表の端数処理に合わせ、千円未満を四捨五入して記載しております。
3. 第6期の希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当社は2021年12月23日付で東京証券取引所マザーズ市場(2022年4月4日以降は、グロース市場)に上場いたしました。
4. 第6期の株価収益率は、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
5. 従業員数については、就業人員(正社員及び契約社員を含む。当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。従業員数が前連結会計年度末と比べて131名減少しましたのは、主に連結子会社のHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.のダナンオフィスの閉鎖による減少によるものです。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	625,973	837,755	931,205	1,006,595	762,319
経常利益又は経常損失() (千円)	102,292	142,001	86,231	83,757	30,974
当期純利益又は当期純損失() (千円)	63,041	94,563	59,891	5,718	174,257
資本金 (千円)	225,296	893,343	908,306	915,546	919,552
発行済株式総数 (株)	7,443,748	10,979,648	11,274,048	11,399,548	11,455,548
純資産額 (千円)	615,381	2,024,158	2,108,260	2,115,134	1,948,774
総資産額 (千円)	1,248,251	2,834,878	2,775,342	2,807,634	2,796,950
1株当たり純資産額 (円)	82.67	184.35	186.97	185.49	170.04
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	9.84	9.18	5.38	0.50	15.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	8.61	4.99	-	-
自己資本比率 (%)	49.30	71.40	75.95	75.31	69.64
自己資本利益率 (%)	15.82	7.17	2.90	-	-
株価収益率 (倍)	-	101.85	118.73	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	59	74	65	59	49
株主総利回り (%) (比較指標: TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	68.34 (126.55)	50.37 (144.12)	39.47 (170.90)
最高株価 (円)	-	1,095	1,187	671	511
最低株価 (円)	-	427	583	410	359

- (注) 1. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。また、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第9期及び第10期の株価収益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため、記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
5. 従業員数については、就業人員(正社員及び契約社員を含む。当社から社外への出向者を除く。)であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
6. 第6期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については、2021年12月23日付で、東京証券取引所マザーズ市場(2022年4月4日以降は、グロース市場)に上場したため、記載しておりません。なお、第8期以降の株主総利回り及び比較指標は2022年9月末を基準として算定しており、比較指標としては、当社が配当を実施していないため、配当込みでないTOPIXを記載しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2021年12月23日付で、東京証券取引所マザーズ市場(2022年4月4日以降は、グロース市場)に上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
8. 第10期より移転価格ポリシーを改定したことにより売上が減少しています。

2 【沿革】

当社の創業者であるチャン バン ミンは、Soltec Investments Pte. Ltd.のDirectorである薛 悠司氏とともに、日本とベトナムのエンジニアを連携させる形態のソフトウェア開発事業を考案いたしました。Soltec Investments Pte. Ltd.は、シンガポールに本社がある、非上場の投資会社で、当社はSoltec Investments Pte. Ltd.の子会社として設立されました。

その後の現在までの沿革は、次の通りであります。

2016年4月	「ハイブリッド型サービス」の提供を目的に、Soltec Investments Pte. Ltd.の子会社として、東京都調布市に株式会社EVA（現 株式会社ハイブリッドテクノロジーズ）を設立
2017年5月	営業体制の強化、及び株式会社エアトリグループとの協力関係構築を目的に、Evolable Asia Co., Ltd.が、Soltec Investments Pte. Ltd.社から当社株式を買い取り、Evolable Asia Co., Ltd.の連結子会社となる
2017年5月	商号を株式会社エボラブルアジアソリューションズへ変更
2017年6月	東京都港区に本社を移転
2017年10月	「ハイブリッド型」のサービス提供体制強化を目的として、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市に子会社Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.（現 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.）を設立
2018年7月	ベトナム子会社にてJapan Tech Co., Ltd.を連結子会社化
2018年10月	東京都中央区に本社を移転
2019年3月	Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.にて、ISO/IEC27001:2013の要件に基づく情報セキュリティ管理システムの承認を取得
2019年4月	「ハイブリッド型」のサービス提供体制強化を目的として、ベトナム子会社にてEvolable Asia Co., Ltd.からソフトウェア開発事業を譲り受ける
2019年5月	商号を株式会社ハイブリッドテクノロジーズへ変更
2019年7月	ベトナム子会社の商号をHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.へ変更
2019年9月	Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.にて、ISO9001:2015の要件に基づく品質管理システムの承認を取得
2020年2月	連結子会社のJapan Tech Co. Ltd.の清算が完了
2020年3月	「ハイブリッド型」のサービス提供体制強化を目的としてDentsu Techno Camp Co., Ltd.を連結子会社化し、商号をHybrid Techno Camp Co., Ltd.へ変更
2021年3月	株式会社エアトリ、Soltec Investments Pte. Ltd.への第三者割当増資、及びEvolable Asia Co., Ltd.から株式会社エアトリ、Soltec Investments Pte. Ltd.への当社株式譲渡により、Evolable Asia Co., Ltd.の子会社から、Soltec Investments Pte. Ltd.の子会社となる
2021年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場再編に伴い、東京証券取引所グロース市場に移行
2023年4月	キャスレーコンサルティング株式会社を連結子会社化し、商号を株式会社ハイブリッドテックエージェントへ変更
2023年5月	株式会社イクシアスを連結子会社化
2023年6月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市にサークレイス株式会社、株式会社グロースリンクとの合弁会社Circlace HT Co., Ltd.を設立
2023年10月	株式会社イクシアスを吸收合併
2024年4月	Wur株式会社を連結子会社化
2024年7月	ドコドア株式会社を連結子会社化
2024年11月	株式会社ハイブリッドテクノロジーズにてプライバシーマーク認証を取得
2024年12月	ベトナム国内事業の開拓を推進する体制構築を目的として、取締役会長にチャン バン ミン、代表取締役社長に平川和真がそれぞれ就任
2025年8月	株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングを連結子会社化
2025年10月	株式会社エアトリ、及びSoltec Investments Pte. Ltd.の間で、当社の議決権の行使に際して、Soltec Investments Pte. Ltd.が株式会社エアトリの意思と同一の内容の議決権行使することに同意したことで、実質支配基準に基づき、当社が株式会社エアトリの連結子会社及び特定子会社となる
	NGS Consulting Joint Stock Companyを連結子会社化

（注）当社は、2021年5月14日に開催された取締役会において、当社の連結子会社であるHybrid Techno Camp Co., Ltd.の解散及び清算を決議し、2021年6月末をもって事業活動を停止いたしました。現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。

3 【事業の内容】

(1) ミッション

当社グループの起源であるベトナムは、かつて急速な発展を遂げた日本と同じように、より豊かな暮らし、新しい景色への渴望をエネルギー源にして大きな成長の最中にあります。当社グループは、その成長し続けることへの熱量が、今の日本企業が抱えている様々な課題を解決し、新たな景色を生み出す原動力になると考えております。

当社グループは、「私たちは常に発展途上であり、顧客と共に成長し続けます。」をミッションに掲げ、株主、従業員、顧客をはじめとした全てのステークホルダーと共に新しい景色を創造する、という意味を込めた「New View With You」をビジョンとして、日本とベトナムを融合させ、ビジネスとテクノロジーの側面から顧客のデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）（補足1）を推進するためのソフトウェア開発を軸とする『ハイブリッド型サービス』を提供しております。

(2) 事業コンセプト

当社グループは、日本のIT人材不足に対して、ベトナムのIT人材を活用することで、様々な業界から社会の変革に挑む顧客のDX化を推進し、顧客の競争優位性を高め、新たな景色を創造することを自社のビジネスと定義しております。

現在の日本社会は、従来からのIT人材不足による、ビジネスの変革や、社内システムのアップデート等、デジタル化、DX化の遅れが大きな社会問題となっております。このような状況を開拓する取組として、経済産業省は2018年からDXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義し、その推進を呼びかけています。

当社グループはこの定義に基づき、顧客のDXを推進するには、基盤となる開発力に加えて、開発リソースや設計の構想、開発後の検証等を包括的に管理するプロジェクトマネジメント力が必要と考えております。これを実現するため、当社グループは、上流設計から実装、及び実装後のグロースハックにいたる一連の開発工程を一気通貫で行う「ハイブリッド型サービス」を提供しております。

なお、当社グループは、「第1企業の概況 3 事業の内容 (4)当社グループの特徴・強み グループ各社がそれぞれの領域に特化した高品質な一気通貫の開発体制」に記載している6社及びベトナム子会社Hybrid Techno Camp Co., Ltd.（2021年6月末をもって事業活動を停止し現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。）の計7社から構成されていますが、事業はハイブリッド型サービスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については、連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業系統図は、以下の通りであります。

[図2：事業系統図]



当社顧客へのサービス提供主体は、ベトナム子会社のHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.でありますが、日本国内で顧客と直接かかわる業務（企画、提案、要件定義、顧客とのコミュニケーション及び代金回収等）は、親会社である当社が行っております。そのため、顧客、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及び当社の3社が契約当事者となる3社間契約を締結しております。

日本国内子会社は、それぞれが独自に顧客と契約を締結していますが、一部の案件については受託業務の一部をHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.と相互に再委託する場合があります。

(3)サービスラインアップ

ハイブリッド型サービスは、市場や顧客のニーズに応じて、『ストックサービス』と『フローサービス』の2つの形態で提供しています。中でも主要サービスはストックサービスであり、売上収益に占める割合は、2022年9月期で94%、2023年9月期で93%、2024年9月期で89%、2025年9月期で84%となっております。なお、ハイブリッド型サービスの特徴や強みの詳細については、後述の「第1企業の概況 3事業の内容 (4)当社グループの特徴・強み」にて記載しております。

[図1:サービス内容]

事業セグメント		ハイブリッド型サービス	
提供形態	ストックサービス	フローサービス	
売上収益構成比	84%		16%
契約形態	準委任契約	人材派遣契約	請負契約
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要件に応じたスキルを備えた開発人員を機動的に確保し、顧客専属の開発チームとして提供 1年契約の自動更新を基準とし、要望に応じて3ヶ月程度まで契約期間を設定可能 契約が続く限り1件毎に毎月収益が発生するため、安定的な収益基盤を形成 	<ul style="list-style-type: none"> ハイブリッドテックエージェントが提供する人材派遣事業 コンサルタント、プロジェクトマネージャーなど、幅広いスキルセットに対応 日本人×常駐可×1人単位でのサービス提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 規定の要件に則って開発を受託し、成果物の納品によって収益を得る 開発実装後の保守、追加開発等の契約をストックサービス契約に誘導

※2025年9月期の総売上収益のうち、ストックサービス、フローサービスそれぞれの売上収益が占める割合

ストックサービス

ストックサービスは、準委任契約や人材派遣契約に基づき、顧客のプロジェクトに対して各開発工程を担う人員の役務を提供し、その稼働に応じて収益を申し受けるサービス形態であります。納品物の納入ではなく、チームの稼働に応じて料金が確定するため、顧客が属する市場の動向や顧客の予算に合わせて、開発体制を柔軟に調整することができる点に特徴があります。

フローサービス

フローサービスは、受注時点で開発期間、料金、プロダクト等の詳細を確定させ、それに従って開発を実施し、その成果物を顧客に納品することで収益を申し受ける、請負契約に基づくサービス形態です。受注時点で開発期間、料金、成果物の仕様が明確になっているため、顧客は完了時期や費用の見通しが立てやすい一方、ストックサービスよりも外部環境の変化等に柔軟に対応することが難しい特徴があります。

2025年9月期においては、請負契約に基づくフローサービスを主な提供サービスとするドコドア株式会社を前連結会計年度に連結したことに伴い、フローサービスの売上比率が相対的に高まりました。

(4)当社グループの特徴・強み

当社グループは、ハイブリッド型サービスの特徴・強みを、以下のように定義しております。

グループ各社がそれぞれの領域に特化した高品質な一気通貫の開発体制

当社グループは、DX支援における一連の流れを、「事業戦略、DX/プロダクト戦略、UX/UIデザイン、開発、保守運用、グロースハック」の6つの工程に細分化し、各工程に高い専門性と実績を有するグループ会社が連携することによって、顧客のニーズに沿った高品質なDX支援を一気通貫で提供できることを強みとしております。各工程を担うグループ会社及びその特徴は、下記の通りであります。

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ

顧客のサービス設計等の上流工程を担うプロジェクトマネージャー（以下、PM）（補足2）、及びベトナム開発拠点との橋渡しを担うブリッジシステムエンジニア（補足3）顧客のサービス設計、システム設計等の上流工程

Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.

上流工程を担う日本法人と連携し、ベトナムのIT人材を活用した開発、実装工程

株式会社ハイブリッドテックエージェント

日本人のPM、システムエンジニア（以下SE）（補足4）を中心としたIT人材の人材派遣、SESを中心としたIT人材の派遣
新規立ち上げ事業のプロダクト戦略、UX/UIデザイン、開発
後のグロースハック

Wur株式会社

ドコドア株式会社

標準化された開発規格、及び新潟を拠点に日本全国に展開する開発体制を活かしたweb、アプリ制作の企画、開発、保守、及びWEBマーケティング支援

株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

顧客の事業戦略、基幹システムの導入、大規模なPMO、業務改善などを支援するコンサルティング事業

(注) 1 2023年5月に子会社化した株式会社イクシアスは、2023年10月1日付で、吸収合併いたしました。

2 ベトナム子会社Hybrid Techno Camp Co., Ltd.は、2021年6月末をもって事業活動を停止し現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。

[図3: グループ体制図]



ベトナムの豊かなIT人材による、日本に対するリソース供給力

当社グループはベトナム国内で高い認知度を獲得しており、特に2021年12月の東証マザーズ市場（現 グロース市場）への上場は、様々なベトナム国内メディアに掲載され、ベトナム国内での知名度向上、採用候補者の獲得に寄与しました。さらに、ベトナム国内でも高水準な福利厚生等の就労環境等によって、当社のリクルートシステムに登録されている採用候補者リストは、2025年9月末時点で開発経験者は34,000人以上、新卒人材は3,300人以上の規模に成長し、顧客のニーズに合わせた柔軟な採用を可能としております。

[図4: ベトナム法人における採用候補者リスト]



補足1 DX (デジタルトランスフォーメーション)

2004年に「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」という理念で提唱された、デジタル技術を用いたビジネスの変革の総称。

日本においては、2018年に経済産業省によって「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義、推進されている取組。

『アナログ・物理データのデジタルデータ化による業務改革』を行うデジタイゼーションや、『新しい事業の立ち上げ』を行うデジタライゼーション等、段階毎に細分化される場合がある。

2 PM (プロジェクトマネージャー)

プロジェクトのスコープ管理、進行管理、予算、品質、納期管理など全体管理責任を持つ人材。

3 BSE (ブリッジエンジニア)

言語や文化の異なるメンバーで構成されたプロジェクトを円滑に進行するための橋渡し役となる人材。

単なる通訳に留まらず、プロダクトの仕様や、開発手法、納期管理等、専門性の高いコミュニケーションを、誤差が生じないよう正確に遂行するため、コミュニケーションや言語のスキル、開発に関する知識を求められる。

4 SE (システムエンジニア)

要求に従い、機能仕様から実装に至るまでの業務に従事する人材。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. (注) 4、5	ベトナム ホーチミン市	226,950千VND	ハイブリッド型サービス	100.0	ソフトウェア開発・営業サポート業務 委託契約 資金の貸付 出向契約 役員の兼任 1名
(連結子会社) Hybrid Techno Camp Co., Ltd. (注) 4、6	ベトナム ホーチミン市	40,624,200千 VND	ハイブリッド型サービス	100.0	役員の兼任 1名
(連結子会社) 株式会社ハイブリッド テックエージェント	東京都中央区	9,990千円	ハイブリッド型サービス	100.0	業務委託契約 役員の兼任 1名
(連結子会社) Wur株式会社	東京都中央区	3,000千円	ハイブリッド型サービス	67.0	業務委託契約 役員の兼任 2名
(連結子会社) ドコドア株式会社 (注) 7、8	新潟県新潟市 中央区	10,000千円	ハイブリッド型サービス	90.0	業務委託契約 役員の兼任 1名
(連結子会社) 株式会社ハイブリッドビ ジネスコンサルティング (注) 9	東京都中央区	100千円	ハイブリッド型サービス	100.0	事業戦略 基幹システムの導入 大規模なPMO 業務改善
(その他の関係会社) Soltec Investments Pte. Ltd.	シンガポール	100,000USD	投資 マネジメント コンサルティング	(被所有) 34.5	株式投資
(その他の関係会社) 株式会社エアトリ (注) 3	東京都港区	1,805百万円	エアトリ旅行事業 訪日旅行事業 ITオフショア開発事業 ライフィノベーション事業 投資事業	(被所有) 27.2 (間接被所有) (3.1)	ハイブリッド型 サービスの受注
(その他の関係会社) Evolable Asia Co.,Ltd. (注) 10	ベトナム ホーチミン市	200,000USD	マネジメント コンサルティング事業	(被所有) 3.1	株式投資

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄について、当社グループは単一セグメントであるため、連結子会社が行う主要な事業を記載しております。また、その他の関係会社については事業の内容を記載しています。

2. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は間接所有割合であり、内数であります。

3. 有価証券報告書の提出会社であります。

4. 特定子会社に該当しております。

5. 売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 (1)売上収益: 2,082,462千円

(2)営業損失: 98,707千円

(3)当期損失: 92,306千円

(4)資本合計: 27,148千円

(5)資産合計: 1,004,739千円

6. 当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるHybrid Techno Camp Co., Ltd.の解散及び清算を決議いたしました。現地の法律に従い必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。
7. 2024年7月17日付でドコドア株式会社の80%株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。2025年3月31日付で、当社はドコドア株式会社の発行する株式の追加持分として10%を取得いたしました。
8. 売上収益（連結会社相互間の内部売上収益を除く）の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等 (1)売上収益： 382,298千円
(2)営業利益： 53,005千円
(3)当期利益： 138,881千円
(4)資本合計： 14,869千円
(5)資産合計： 225,556千円
9. 2025年8月15日付で株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの発行する株式の100%を取得し、同社を連結子会社といたしました。
10. 被所有持分は100分の20未満ですが、実質的な影響力を持っている株式会社エアトリの子会社であるためその他の関係会社としたものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ハイブリッド型サービス	408
合計	408

- (注) 1. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員を含む。当社グループからグループ外への出向者を除く。）であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 当社グループは、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて131名減少しましたのは、主に連結子会社のHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.のダナンオフィスの閉鎖による減少によるものです。

(2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	年間の平均給与(円)
49	36.2	3.7	5,721,501

- (注) 1. 従業員数は就業人員（正社員及び契約社員を含む。）であり、平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
2. 年間の平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んであります。
3. 従業員数、平均年齢、平均勤続年数及び年間の平均給与は、出向社員を除く正社員・契約社員のみで算定しております。
4. 当社は、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループにおける経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の通りであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1)経営方針

当社グループは、顧客の課題を解決する適切なDXの推進によって、様々な業界から社会を変革しようとする顧客の挑戦を支え、顧客の競争優位性を高めるパートナーとなり、顧客や、当社事業を共創する全てのステークホルダーと共に「新しい景色の創造」を達成します。

日本ならびに世界が大きな転換期にある中、当社グループの起源であるベトナムと日本の両国がWin-Winとなる形で、顧客と共に成長し、顧客と共に新しい景色を創造し続けることで、今後とも企業グループとしての持続的な成長を目指してまいります。

(2)経営環境

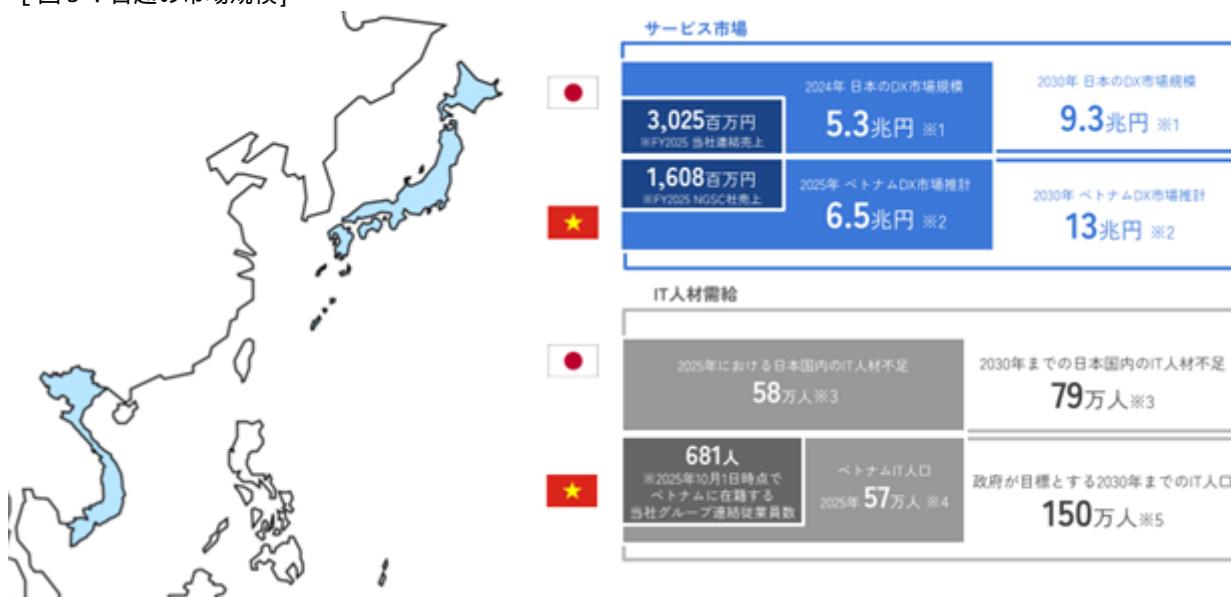
当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復が継続する状況となりました。一方、地政学的リスクの高まりに起因した物価上昇や米国の金利政策や関税政策、中国の継続的な景気減速等、経済的リスクも高まり続けており、依然として経済の見通しは不透明な状況にあります。

こうした経済環境の中、当社グループが属する情報サービス産業の市場におきましては、新型コロナウイルス感染症によるリモートワーク、非対面ビジネスへの移行が収束した後も、企業の競争優位性に直結するデジタル化、DX化への関心の高まりを背景に、様々な産業におけるIT投資意欲の拡大、それによる情報サービス産業市場の継続的な拡大が期待されております。一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会（JUAS）が発表している「企業IT動向調査報告書2025」によると、調査対象となった企業の90%が前年と同等かそれ以上のIT予算の増額を予測しており、その要因として人件費やベンダー価格の高騰に次いで業務のデジタル化対応、基幹システムの刷新が挙げられています。総じて、市場全体のコスト増が見込まれる環境にあってなお、業務効率化に向けた投資意欲が旺盛であることを示唆しています。

また、当社グループが高い採用優位性を持ち、開発拠点を擁するベトナムは、このような日本の堅実なDX支援、IT人材需要の拡大を充足するパートナーとして、高い優位性を保持しています。ベトナムは厚い労働人口を基盤に高いGDP成長率を誇っております。加えて、ベトナム政府は2050年までにIT人材150万人の輩出を目標に掲げ、高度な理数教育、IT人材の育成及び輩出を促進しております。また、日本との時差が小さいことや、日越の良好な国家関係なども、ビジネスパートナーとしての高い適性に寄与しております。

加えて、近年はベトナム政府が2030年までのDX推進計画を含む「国家DXプログラム」を掲げる等、ベトナム国内においてもDX推進需要が高まっております。アメリカ合衆国国際貿易局の試算では、ベトナムのデジタル経済規模は2025年時点の6.5兆円から堅実な成長を続け、2030年には13兆円に達するとされており、エンジニアやITリソースの源泉に留まらず、ベトナム国内の需要も、今後大きな成長が見込める市場と考えられます。

[図5：日越の市場規模]



[図6：ベトナムの優位性]



- 出典：
- 富士キメラ総研「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望 市場編 / 企業編」
 - Vietnam Country Commercial Guide (2024), International Trade Administration.
 - 経済産業省委託みずほ総研の2019年3月調査報告書
 - TopDev_VietnamITMarketReport2024-2025
 - LP(2020). Chien luoc quoc gia ve phat trien doanh nghiep cong nghe so Viet Nam. Hanoi: Socialist Republic of Viet Nam government News.
 - United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division (2024). World Population Prospects 2024, Online Edition.
 - 株式会社Resorz発行「オフショア開発白書2024年版」
 - OECD (2016), PISA 2015 Results (Volume I): Excellence and Equity in Education, PISA, OECD Publishing, Paris.
 - 2023年度ASEANにおける海外対日世論調査（調査対象となったベトナム人300名において、「とても友好関係にある」または「どちらかというと友好関係にある」と回答した割合）
 - 厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和6年10月末時点）」
 - ベトナム統計総局（GSO）発表した、2024年（通期）国内総生産の成長率の予測

(3) 経営戦略

当社グループは、上述の経営環境に対し、既存事業の開発対応領域の拡大、提供可能なソリューションの拡大、サービスを提供するマーケットの拡大の3つの軸での事業成長を図ってまいります。これらの成長戦略に資する人材採用、M&A等を戦略的に実施することで、多角的な事業成長を推進してまいります。

既存事業の開発対応領域の拡大

当社は従来、顧客の開発需要に対し、要件定義等の上流工程から、実装、保守までを一気通貫で受託する体制を整備しており、M&Aを中心とした戦略で、その対応領域を拡大してまいりました。今後もこれらの戦略を継続し、より上流のDX戦略領域のコンサルテーションや、サービスローンチ後のマーケティング等の戦略領域等、顧客の事業戦略をより幅広く、力強く支援できる体制を築くことで、既存事業の拡大、特にストックサービスの規模拡大を図ってまいります。

当期においては、顧客の経営戦略や、基幹システムの導入コンサルティングに強みを持つ株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングを子会社化したことにより、当社が定義するDX支援における事業戦略支援からサービス実装後のグロース支援に至る一連の工程を網羅するグループ体制を構築いたしました。

ソリューションの拡大

現時点における当社グループが顧客に提供できるソリューションは、Web・アプリ開発が主流となっており、M&Aや採用を通じて、このソリューション領域を拡げることが、2つ目の経営戦略であります。具体的には、現在ベトナム合弁会社、外部パートナーとの業務提携を通じて提供しているSalesforce、AWS、クラウド等のインフラ構築ソリューションの深耕、及び、ベトナム国内でSAPを主軸としたERPや金融システム等の導入支援に豊富な実績を有するNGS Consulting Joint Stock Company（以下「NGSC社」）を子会社化することによる、提供ソリューションの拡大を図ってまいります。当社の開発部門、開発技術を管掌する取締役の衣笠嘉展は、自身の経歴の中で様々な技術領域において豊富な知見を有しており、同人がこの成長軸をけん引することで、着実な事業成長を推進してまいります。

マーケットの拡大

経営戦略の3つ目は、当社の従来の日本国内顧客を対象としたマーケットに加えて、海外の市場を開拓していくものであります。具体的には、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境」に記載の通り、昨今DX化や、その関連サービスの需要が高まっているベトナム国内において、当社の日本とベトナムのリソースを活用したハイブリッドな事業体制や、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営戦略 ソリューションの拡大」に記載のNGSC社を連結子会社化することにより、当社グループのベトナムマーケットへの拡大は大幅な進展を見込んであります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

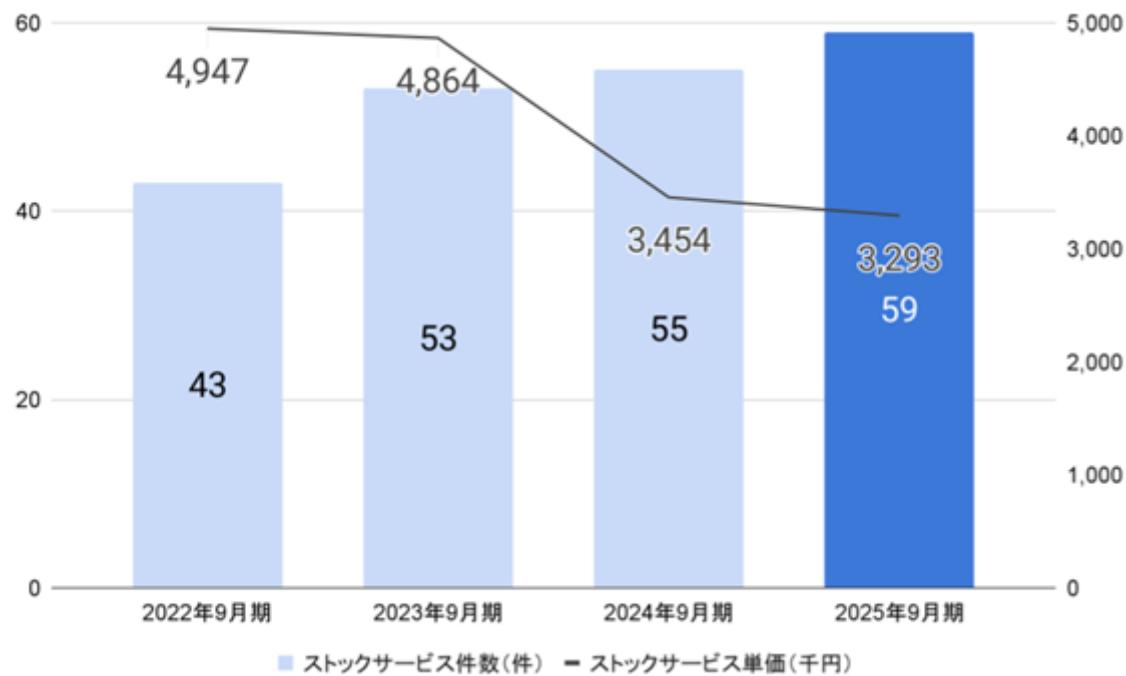
当社グループの売上収益は、約84%がストックサービスで構成されていることから、同サービスを維持、拡大させることによって、経営を安定させると共に、経営戦略を速やかに達成できる経営基盤を築くことが、経営上の重要な目標であると考えております。新規プロジェクトの獲得によるストックサービス件数の増加、及び既存顧客からの増員、新たなプロジェクトによるチームラインの増加、上流工程からの介在強化を通じたストックサービス単価の向上により、市場を拡大し、ノウハウを蓄積するとともに、人材・新規技術獲得等への投資を継続することで、企業グループとしての持続的な成長を図ってまいります。この達成状況を図る指標として、当社はストックサービス件数とストックサービス単価を重要指標としております。

なお、2026年9月期には、売上収益に占めるフローサービスの比率が高まることが想定されることから、管理指標を改定（追加）する方針であります。

2025年9月期までの管理指標

2025年9月期までにおいては、比較的小規模且つ長期に亘る契約に基づく保守契約や、当社の既存案件と比較して金額規模の小さい新規子会社の案件等、総合的な当社事業への影響度の低い案件を考慮対象から除外し、正確に当社事業の進捗を表すことを目的として、「各事業年度末時点（あるいは四半期末時点）における月額取引金額が50万円以上のストックサービス案件の数（ストックサービス件数）」、「各事業年度末時点（あるいは四半期末時点）における月額取引金額が50万円以上のストックサービス単月売上 ÷ 期末時点のストックサービス件数で算出した平均単価（ストックサービス単価）」の2つの指標を設定しており、その推移は下図の通りであります。

[事業年度ごとのストックサービス件数とストックサービス単価]



(注)ストックサービス件数の指標は、ストックサービスにて受注したプロジェクトのうち、前述の定義に当たるプロジェクトの数であり、同一の顧客から複数のプロジェクトを受注することがあるため、顧客数とは異なります。

管理指標の改定（追加）について

2026年9月期より、次の通り指標の定義を改定する方針であります。

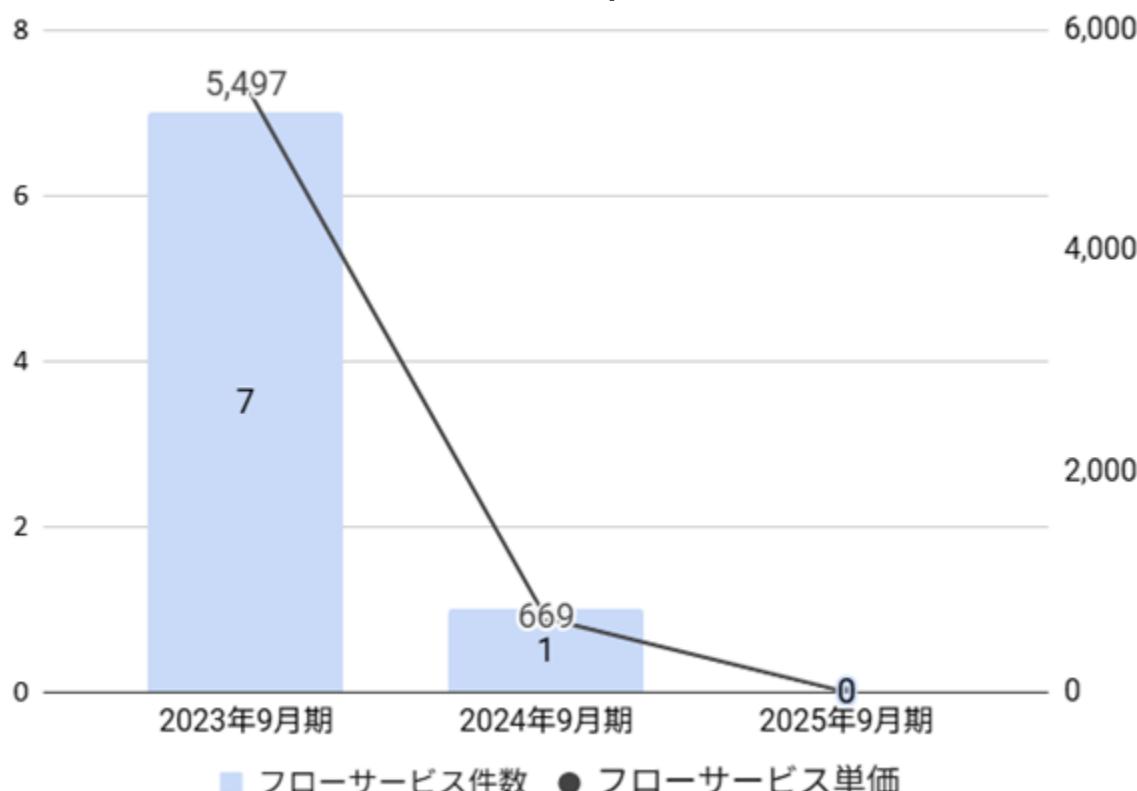
2025年10月1日付で当社の連結子会社となるNGSC社は、当社の既存事業においてフローサービスに定義される契約形態の売上収益比率が高く、同社を連結することにより、当社グループ全体の事業におけるフローサービスの重要性が高まることを見込んであります。

この影響を考慮し、同社を連結対象とする2026年9月期より、より正確に当社事業の進捗を表すことを目的として、下記の通りフローサービスに関する管理指標を定義いたします。

- ・フローサービス件数：報告四半期に売上計上される受注金額1,000万円以上のフローサービス数の合計
- ・フローサービス単価：報告四半期に売上計上される受注金額1,000万円以上のフローサービスの売上の合計 ÷ 該当四半期に売上計上される受注金額1,000万円以上のフローサービス数の合計

この改定により、ストックサービスと同様に、フローサービスにおいても、より正確に当社事業の進捗を表すことができると期待しております。なお、新たに定義した指標における過年度の推移は、下図のとおりであります。また、既存のストックサービス件数、及びストックサービス単価の指標に改定はございません。

[事業年度ごとのフローサービス件数及びフローサービス単価]



(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、今後の持続的な成長を実現する上で、以下の事項を課題として重視しています。

開発体制の継続的な強化

今後、より一層顧客の要件を満たす事業を実現するためには、開発品質レベルの向上は不可欠であります。当社グループは、日本とベトナム両国でのハイブリッドな開発体制に特徴がありますが、グループ間コミュニケーションのさらなる強化を図る一方で、それぞれの特性を活かした開発手法の標準化、開発ノウハウの蓄積・共有を今後も進めてまいります。特に、受注前の見積り精度や受注後のプロジェクト進捗確認等のモニタリングを通じて、開発品質の確保と納期の遵守については最重要課題として取り組んでまいります。なお、2024年9月期は当社ベトナム子会社の保有するダナン拠点において開発品質の低下、人員管理の課題が顕在化したことから、更なる悪影響の発生を回避すべく、同拠点を閉鎖し、既存の2拠点（ホーチミン・ハノイ）に経営リソースを集中し、経営の効率化を図る体制変更を断行いたしました。この2拠点は、従来より強固なマネジメント体制・人材を有しており、体制強化は順調に進んでおり、今後は、この2拠点体制で、更なる体制強化を進めてまいります。

また、日本国内におきましても、2024年4月にWur株式会社、2024年7月にドコドア株式会社を連結子会社化し、バックグラウンドの異なる多数の技術者間の交流を通じて当社グループの技術力の進化を進めてまいりました。2025年8月には、ITコンサルテーション分野に強みを持つ株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

を連結子会社化することにより、開発フェーズに先立つ中長期のシステム導入計画策定支援等、要件定義以前のフェーズをカバーするITコンサルティング機能も提供できるようになりました。

技術力のさらなる強化

DX市場の変化、それを支える技術革新は目覚ましいものがあり、それらの最先端技術を迅速、的確に自社のサービスに反映し、市場のニーズに応えられるかは、企業成長において重要な課題であります。当社及び当社グループは、社内外で開発実績を持つAIモデルの構築をはじめ、今後もDX基盤の構築、サイバーセキュリティ等の幅広い最先端技術の習得に努めてまいります。また、開発作業においても積極的に生成AIを取り入れ、開発効率・開発品質の向上を推し進めます。こうした技術力強化の取り組みを通じて、様々な業界・業態の顧客への提案力の向上、さらなる価値創造に努めてまいります。

新規顧客の獲得

当社及び当社グループが持続的な成長を続けるためには、売上拡大につながる新規顧客の獲得が必要であると考えております。上場会社としての認知度、知名度も活かして、マスマーケティング、プライベートセミナーの開催、リストティング、動画コンテンツの配信などを展開し、継続的に新規受注を獲得できる体制の確立を目指してまいります。また、更なる顧客層や市場の開拓にはM&Aも重要な戦略であると捉えております。当社はこれまでに、以下のM&Aを実行してまいりました。

2023年9月期：

- ・キャスレーコンサルティング株式会社（現株式会社ハイブリッドテックエージェント）
- ・株式会社イクシアス（現在当社に吸収合併済）

2024年9月期：

- ・Wur株式会社
- ・ドコドア株式会社

2025年9月期：

- ・株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

これら企業を当社グループに加えることにより、当社グループがお客様に提供できるサービスを非連続的に拡大してまいりました。

更に、2025年10月1日付で、ベトナムで総合的なIT支援事業を提供するNGSC社を連結子会社化することとなり、ベトナム市場開拓に大きな一步を踏み出します。

今後も積極的なM&Aを通じて、当社グループの顧客拡大、市場拡大に努めてまいります。

人材採用・育成の強化

当社及び当社グループが持続的な成長を図っていくには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えております。ベトナムでの产学連携、日本でのベトナム人脈のさらなる活用等も含めて、ターゲット別に最適な人材採用戦略を講じてまいります。日本国内で開発人材不足がますます顕著になっている今、ベトナムにおける豊富な人材を採用し、育成して日本のお客さまのご要望にお応えすることが当社グループの重要な使命であることを心に留め、今後とも優秀な人材の確保に努めてまいります。さらに、日本国内におきましても、都市部だけではなく、地方でも、優秀な人材を獲得すべく、M&A戦略も含め、種々の施策を実行してまいります。

情報管理体制の更なる強化

当社及び当社グループは、顧客の開発要件によっては、個人情報を含む顧客の機密情報を取り扱う場合があります。これらに適切に対応するために、開発業務の主力であるベトナムで特に重点的に情報管理体制の強化を進めており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013を取得し、情報管理やセキュリティ管理の徹底を図っております。また、2022年9月にはベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの間で、サイバーセキュリティに関する相互支援を目的とした協力覚書を締結し、サイバーセキュリティに関する社内体制の整備を継続しております。日本国内においては、従来から体制を整え、徹底した情報管理を行ってまいりましたが、顧客からの信頼性向上の施策として、プライバシーマークも取得し、更なる体制強化を進めております。

経営管理・内部管理体制の強化

当社及び当社グループは、グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の向上を図っていくためには、内部統制環境の整備・強化が重要な経営課題であると認識しております。全社的なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、さらには適切なリスクテイク体制の構築を目指して取り組んでまいります。

なお、2025年10月より、当社は株式会社エアトリの連結子会社となります。当社の意思決定・業務遂行等のオペレーションの変更を伴うものではありません。今後、株式会社エアトリとは、経営ノウハウの共有・顧客の相互紹介など双方の事業発展に資する協力関係を強化してまいります。

持続的な企業の成長

当社及び当社グループは、グループのビジョン、ミッション実現のためには、持続的な事業成長が必須であると考えております。そのために、常にお客様のニーズの変化を把握し、当該ニーズに応えるべく当社の技術レベ

ル・サービス品質の向上を追求してまいります。また、企業買収を通じて、当社グループとして、常にお客様のニーズに応えるための技術・人材の獲得に努めてまいります。

更に、2025年10月よりベトナムで総合的なIT支援事業を展開するNGSC社を連結子会社化することにより、ベトナム市場における当社グループの事業の本格展開を開始しますが、今後も機会をとらえ、グローバルな事業展開により、当社グループ事業の持続的な拡大を図ってまいります。当社取締役会長のチャン バン ミンは、2025年12月22日をもって、当社取締役を辞任いたしますが、今後はHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.のチエアマンとしてNGSC社の事業発展をリードしていくとともに、更なるベトナム事業の拡大に集中して取り組んでまいります。

手元流動性の確保

当社及び当社グループは、継続的な取引である「ストックサービス」が売上収益の過半を占めているため、キャッシュ・フローは、安定していると認識しております。今後も、事業環境の変化に応じた資本政策にも対応できるように、柔軟な財政政策を実施してまいります。また、投資効率を考慮しつつ積極的にM&A戦略を展開できるよう、十分なキャッシュの獲得に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社のビジョン「New View With You」には、株主、従業員や顧客をはじめとした全てのステークホルダーと共に新しい景色を創造する、という意味が込められており、当社が考えるサステナビリティの根幹は、このビジョンの下、当社の事業であるハイブリッド型サービスの提供を通じて、顧客、ひいては社会全体の課題解決に寄与することであります。従って、当社グループ及び当社グループが展開する事業の継続的な成長が、社会の持続的な発展に貢献するものであると考えております。

そのための具体的な取り組みは、以下の通りであります。

(2) 具体的な取り組み

ガバナンス

当社グループにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等に係る体制については、「第4提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載の通りであります。

戦略

当社グループの事業であるハイブリッド型サービスの価値向上のためには、開発体制や技術力の継続的な強化、新規顧客の獲得が重要であり、それらを実現するためには、優秀な人材の採用、育成が不可欠であります。

当社の開発拠点であるベトナム法人では、当社のベトナム国内における知名度を活かした、合計34,000人を超える採用候補者リストを有している他、ベトナム国内の名門大学との産学連携による新卒人材の採用網を構築し、多様な背景を持つ人材の採用、育成体制を整備しております。

日本法人においても、適切な人材戦略を推進するための取組を推進しております。2024年9月期に子会社化を実施したドコドア株式会社は、新潟県を拠点にリモート体制を活用して全国各地に開発体制を展開しており、当社グループの就業環境の多様化に寄与しております。また、2025年8月には、株式会社ケイズ・ソフトウェアの代表取締役として、エンジニア人材の採用、育成に豊富な実績を持つ亀井大輔氏がVPoEとして当社に参画し、当社の最適な開発組織、開発人材の育成・評価体制、組織の目標の設計を推進しております。

詳細は、「第2事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の通りであります。

VPoE...Vice President of Engineeringの略称。エンジニアの採用、育成及び評価、チームの編成や組織設計等、エンジニア組織のマネジメントを専門的に行う役割を担う。

リスク管理

当社グループは、当社グループが展開する事業の継続的な成長が社会の持続的な発展につながるものであるという考え方の下に、持続的な成長を確保するため、「第4提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由「キ. リスクコンプライアンス委員会」に記載の通り、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を原則として四半期毎に1回開催し、リスクの抽出、改善策の提案等に関して協議し、対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整備しており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

なお、これらの取り組みに関する「指標及び目標」に関しては、現時点で定量的な指標や目標は設定しておりませんが、当社グループ及び当社グループが展開する事業の継続的な成長、並びにそれを実現するための、日越両国における多様で優秀な人材の確保が重要であると考えております。今後、当社グループにとって適切な指標や目標の設定に向けて、検討を進めてまいります。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性を認識している主要なリスクは、以下の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境、事業構造面

市場認知

「第2事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営環境」に記載の通り、現在の日本社会は、深刻なIT人材不足の状況にあり、デジタル化の遅れが大きな社会問題となっていますが、それらは、当社グループがサービスを提供するDX推進市場の可能性を示しているとも考えられます。当社グループでは、ハイブリッド型サービスで実績を積み重ねるとともに、各種プロモーション活動等の啓蒙活動を積極的に展開し、日本におけるベトナムオフショア開発の市場認知度の向上を推し進める活動を実施していますが、これらの取組が想定通りに進展しなかった場合に、当社グループの成長シナリオに重要な影響を及ぼす可能性があります。

競争激化

今後の事業の拡大を推し進める上で人材の確保・育成が重要な経営課題であり、当社グループは在日ベトナム人コミュニティ内でのリファラル採用や、ベトナム国内における複数大学との産学連携など、日本とベトナムで様々な施策を実施しております。しかしながら、採用が計画通りに進まなかった場合、また人材の流出も含めて人材の育成が進まなかった場合に、当社グループの開発力やコスト競争力が相対的に低下することで、失注や利益率の悪化等を招き、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定顧客への依存

当社グループは、主にWeb/ECシステム、モバイルアプリ領域を中心にハイブリッド型サービスで実績をあげておらず、既存顧客の継続案件が増加傾向にあります。その結果、2025年9月期で上位5社による売上収益比率が42.4%となっております。当社グループは、新規顧客の開拓を行うことで相対的な依存度を下げていく各種取組を進めていますが、これらの取組が想定通りに進展せず、既存顧客の業績等の影響を受けた場合に、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

法的規則

当社は2023年4月に、人材派遣業を主要事業とする株式会社ハイブリッドテックエージェント（旧：キャスレーコンサルティング株式会社）を子会社化いたしました。その結果、現在、当社グループの事業には、日本においては「労働者派遣法」「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」や「下請代金支払遅延等防止法」、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」等の関連業法や告示が存在します。また、ベトナムにおいても、各種関連法令が存在します。当社グループでは、顧問弁護士のアドバイスも受けながら、業務フローやマニュアルを整備するとともに、法務担当部門が中心となって運用状況を適宜チェックしております。現時点では、事業の継続に大きく影響を及ぼすような法規制は無いものと認識しておりますが、今後の法整備の結果、新たな法規制が発生し、当社グループの対応が遅れた場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

移転価格税制

当社グループにおいて、国境を跨ぐ会社間の取引価格の設定においては、適用される移転価格税制の遵守に努めていますが、税務当局から取引価格が不適切であるとの指摘を受けた場合、追徴課税や二重課税が生じることにより、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ベトナムカントリーリスク

当社グループの事業は、ベトナム子会社が開発業務の中核を担っております。ベトナムは同じIT技術大国であるインドや中国と共に、オフショア先として注目を浴びている国の一つです。長期的な観点ではオフショア先をベトナムに限定することなく、グローバルな視点からリスクを管理してまいりますが、今後ある程度の時間レンジでは、同国の人件費の高騰、法改正や税制面での優遇の見直し等でオフショア先としての優位性が無くなった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

為替相場の変動

当社グループのベトナムを中心とした事業は、連結財務諸表を作成するにあたっては現地通貨を円換算する必要があります、換算時に使用する為替レートによっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。極端な為替相場の変動に伴うリスクをヘッジするため、為替予約等の対策を講じてまいります。

新規技術への対応遅れ

当社グループの事業は、インターネットを中心としたITシステムの利用を大前提としておりますが、生成AI技術などの技術革新等でIT環境に大きな変化が起こり、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が発生した場合や、当社グループ側の対応が遅れた場合に、競争力が低下することが考えられます。また、インターネットの利用を制約するような新たな法的規制の導入等により、インターネット関連市場の発展が阻害され、当社グループの事業が低迷することが考えられます。以上のような場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権

当社グループが提供するハイブリッド型サービスにおいては、ソフトウェア開発に関連する特許権や著作権等の知的財産権の確保が業務遂行上重要であり、独自の技術・ノウハウ等の保護・保全とともに、法務担当部門及び品質管理部門が中心となって、第三者の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払っております。しかしながら、第三者より損害賠償及び使用差止め等の請求、並びに特許に関する対価（ロイヤリティ）の支払等が発生した場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブル

当社グループは、自社サービスをサーバー上で提供していないものの、日本とベトナム両拠点においてインターネットを中心としたITシステムの環境下でソフトウェア開発を行っています。使用するハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の不具合、人為的なミス、さらにはコンピュータウイルス、停電、自然災害等によって作業が中断し、当社グループ側の対応が適切に行われなかった場合に、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ

当社グループは、サービス提供の過程で、顧客のシステム上で直接開発作業を行うことがあります。各種機密情報にもアクセスすることがあります。そのため、顧客との間で責任範囲を明確にして、ベトナム子会社では情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得するとともに、グループの品質管理部門やITインフラ部門が中心となって、情報セキュリティソフトの導入や、各種社内規程や作業手順書の整備、社内教育・啓蒙活動を実施するなど、社員の情報管理には徹底して取組んでいます。しかしながら、不正アクセスや操作ミス等の発生、あるいはコンピュータウイルスによる被害等、不測の事態の結果、機密情報が外部に漏洩した場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

ストックサービスの品質について

当社グループが提供するハイブリッド型サービスにおいては、その全体収益の大半を占める準委任契約であるストックサービスについては法的には作業結果に対する契約不適合責任（瑕疵担保責任）を負いませんが、サービスの品質が顧客の求める水準を維持できなかった場合には、顧客からの信用低下により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

不採算プロジェクトの発生について

ハイブリッド型サービスを計画通りに完了させることは、当社グループの業績向上にとって非常に重要であります。特に、当社グループの提供するフローサービスにおいては見積り精度が重要であり、プロジェクトごとの利益管理及び進捗管理を徹底しております。しかしながら、このような施策を講じたにも関わらず、不測の事態により想定を超える工数増加や納期遅延等が発生した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害による影響について

当社グループは、日本国内では東京、新潟に、ベトナム国内ではホーチミン、ハノイの2ヶ所に拠点を設けておりますが、これらの地域で、地震等の自然災害やそれに伴う二次災害等の発生により事業活動が停滞する可能性があります。いずれかの事業拠点で大規模な災害等が発生した場合でも、その他の拠点で業務を継続できる体制を取っておりますが、自然災害等の規模や状況によっては、当社グループの業績に重要な影響を与える可能性があります。

(2)組織、体制面

特定人物への依存

当社の取締役、執行役員は、それぞれの管掌する領域において経営方針や戦略の決定、推進等に大きな役割を果たしておりますが、過度な依存からの脱却のために、管理・監督層の人材の育成、権限の移譲を進めております。しかしながら、現時点では、不測の事態により取締役・執行役員の当社経営及び業務執行への関与が困難となつた場合、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材獲得、育成

「第2事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」に記載の通り、今後の事業の拡大を推し進める上で人材の確保や育成が重要な経営課題と認識しておりますが、当社グループの取組が想定通りに進展せず、人材の確保、育成が進まなかつた場合には、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制の整備

当社グループは、当社グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的に企業価値の増大を図っていくためには、日本とベトナムの両拠点で内部統制環境の整備、強化を重要な経営課題であると認識して取組んでまいりました。しかしながら、事業の急速な拡大や当社グループの企業数の増加の中で、内部統制環境の構築が追いつかない事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

投融資

当社グループでは、今後の事業展開の過程において、既存サービスの強化、グローバル展開の加速及び新たな事業領域への展開等を目的として引き続き、出資、設備投資、アライアンス、M&A等の投融資を実施する方針であります。投融資については、弁護士・税理士・公認会計士等の外部専門家の助言も得ながら投資リスクを十分に検討し、また、当社グループの財政状態等を総合的に勘案して決定しますが、予定していた投融資の回収ができない場合や、減損損失の対象となる事象が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)大株主との関係について

大株主2社が支配権又は重大な影響力を有することに伴うリスク

当連結会計年度末において、Soltec Investments Pte. Ltd.は、当社株式の議決権34.5%、株式会社エアトリは、当社株式の議決権30.3%（間接所有分3.1%を含む）を有しております。Soltec Investments Pte. Ltd.は投資会社であり、そのグループに属する企業から当社はシステム開発業務を受注する場合もありますが、当連結会計年度は該当ありません。

株式会社エアトリと当社の関係性について

株式会社エアトリは、当社の主要株主であるSoltec Investments Pte. Ltd.との間で、当社の議決権の行使に際して、Soltec Investments Pte. Ltd.が株式会社エアトリの意思と同一の内容の議決権行使することに同意したことで、2025年10月1日以降、実質支配基準に基づき、当社の親会社に該当することとなりました。

株式会社エアトリは、旅行プラットフォーム「エアトリ」を中心とした旅行コンテンツの提供を行う「オンライン旅行事業」、ベトナムにおけるソフトウェア開発などのオフショア関連事業を行う「ITオフショア開発事業」、戦略的なM&A及び成長企業に対する投資育成を推進する「投資事業」、及びその他事業からなり、現時点において、当社の事業と株式会社エアトリグループの事業の競合等が想定される事象は発生していないものの、将来において株式会社エアトリグループの事業戦略や当社の位置付け等に著しい変更が生じた場合には、当社の財政状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社エアトリグループへの取引依存

株式会社エアトリグループとの取引比率については、当社の連結売上収益に占める割合が、2024年9月期は24.7%、2025年9月期は28.4%となっております。同グループとの取引については、取引条件や各種業務フロー、関連当事者取引に対するチェック体制等の整備を行ってきたことから、当社グループの事業の独立性については確保できていると考えております。また、同グループ以外の顧客の新規開拓を積極的に進めることで、取引依存度を相対的に下げる取組を進めております。しかしながら、これらの取組が想定通りに進展せず、同グループ企業の影響が相対的に高まる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4)その他

潜在株式による希薄化

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、ストック・オプションによる潜在株式数は1,486,500株であり、発行済株式総数11,493,548株の12.9%に相当しております。

配当政策

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、設立以来2025年9月期まで配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する安定的な利益還元の実施は、多面的な企業価値の向上において重要な経営課題であると認識しております。

今後の利益配分については、グループ全体の収益基盤の強化が進捗し、安定的な利益創出を実現し、将来の事業拡大や収益の向上を図るための成長投資余力との調和を図りつつ、適切に実施していく方針であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

経営成績の状況

当連結会計年度における日本経済は、緩やかな回復が継続する状況となりました。一方、地政学的リスクの高まりに起因した物価上昇や米国の金利政策や関税政策、中国の継続的な景気減速等、経済的リスクも高まり続けており、依然として経済の見通しは不透明な状況にあります。

こうした経済環境の中、当社グループが属する情報サービス産業の市場におきましては、新型コロナウイルス感染症によるリモートワーク、非対面ビジネスへの移行が収束した後も、企業の競争優位性に直結するデジタル化、DX化への関心の高まりを背景に、様々な産業におけるIT投資意欲の拡大、それによる情報サービス産業市場の継続的な拡大が期待されております。

このような状況の下、当社グループが提供するハイブリッド型開発サービスは、従来の日本とベトナムのリソースを融合させた開発体制に加え、積極的なM&Aや業務提携により、サービス提供体制の強化、対応領域の拡大を推進してまいりました。

2023年4月に連結子会社化した、エンジニアの派遣、SES事業を展開する株式会社ハイブリッドテックエンジニアントに始まり、2024年9月期までに顧客の新規事業の立ち上げに伴走するWur株式会社、新潟を拠点とした幅広い地域で標準化された規格によるコストパフォーマンスに優れた開発を提供するドコドア株式会社の3社を連結子会社化し、グループ全体で開発対応領域、提供ソリューションの拡大を進捗させました。連結子会社化後、各社の既存顧客に対するグループ単位でのクロスセルによる堅実なトップラインの伸長、バックオフィス業務の連携等、事業、管理両面においてPMIは順調に進捗しております。

さらに、当期にはITコンサルティング事業や事業戦略・システム導入支援等の事業を営む株式会社ハイブリットドビジネスコンサルティングをグループに迎えたことで、当社が定義するDX支援における上流から下流に至る一連の工程を網羅するグループ体制を構築いたしました。

一方、当期業績においては、2024年9月期に案件や人員のマネジメントの不足により閉鎖を決議したダナン拠点から、他拠点に移管した残存案件の正常化に要した追加対応工数、この追加対応にリソースを充当したことによる、新規顧客の開拓や既存顧客の拡大の遅れが、売上収益、および各段階利益を押し下げる要因となりました。また、当期に決議した本社移転に係る減損損失等の計上、M&A関連費用の計上等も、当期営業利益に影響しました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は3,024,742千円（前年同期比3.5%減）、営業利益は28,941千円（前年同期比73.3%減）、税引前損失は14,796千円（前年同期は96,920千円の税引前利益）、親会社の所有者に帰属する当期利益は18,732千円（前年同期比64.7%減）となりました。

なお、当社はハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ174,834千円減少し、3,891,579千円となりました。

流動資産は前連結会計年度末に比べ396,395千円減少し、1,334,781千円となりました。これは主に、現金及び現金同等物が442,503千円減少したことによるものです。

非流動資産は前連結会計年度末に比べ221,560千円増加し、2,556,797千円になりました。これは主に、使用権資産が157,333千円、投資有価証券が122,435千円減少した一方で、のれんが286,718千円、その他の非流動資産が182,920千円増加したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ68,157千円減少し、1,719,662千円となりました。

流動負債は前連結会計年度末に比べ63,603千円減少し、697,268千円となりました。これは主に、その他の流動負債が54,118千円、未払法人所得税が35,575千円減少したことによるものです。

非流動負債は前連結会計年度末に比べ4,554千円減少し、1,022,394千円になりました。これは主に、借入金が185,858千円増加した一方で、リース負債が175,402千円減少したことによるものです。

(資本)

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ106,677千円減少し、2,171,917千円となりました。これは主に、利益剰余金が115,714千円減少したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末より442,503千円減少し、916,620千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、11,724千円となりました（前年同期は361,714千円の獲得）。これは主に、法人所得税の支払額91,112千円、その他173,287千円に使用した一方で、税引前損失14,796千円に対して減価償却費及び償却費197,007千円、金融費用61,995千円及び減損損失35,724千円の調整がなされたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、540,208千円となりました（前年同期は300,220千円の使用）。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出323,958千円、関係会社株式取得のための前払金の支出184,035千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、92,683千円となりました（前年同期は13,288千円の獲得）。これは主に、長期借入れによる収入320,000千円を計上した一方で、リース負債の返済による支出121,649千円、長期借入金の返済による支出91,212千円の計上によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社グループのサービス提供は、生産実績の記載になじまないため、生産実績に関する記載は省略しております。

b . 受注実績

当社グループの行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c . 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次の通りであります。

(単位 : 千円)

売上収益の区分	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比(%)
ストックサービス	2,551,502	91.3
フローサービス	473,241	139.2
合計	3,024,742	96.5

(注) 1 . 当社グループの事業セグメントは、「ハイブリッド型サービス」を単一の報告セグメントとしているため、サービス別の販売実績を記載しております。

2 . 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エアトリ	590,157	18.8	808,579	26.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択と適用を前提とし、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や将来における発生の可能性等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りの不確実性により実際の結果が、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要性がある会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 4. 重要性がある会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しておりますが、重要なものは以下の通りであります。

(収益認識)

当社グループでは、フローサービスの新規受注案件のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる案件については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。適用にあたっては、受注総額、総製造原価及び当連結会計年度における進捗率を合理的に見積る必要がありますが、予想し得ない工数の大幅な増加等により当該見積りが変更された場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(受注損失引当金)

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。受注契約時に予想し得ない事象の発生やプロジェクトの進捗状況等によって損失額が大きく変動する可能性があります。

(投資有価証券)

当社グループの投資有価証券は非上場株式で構成されております。活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値は、合理的に入手可能なインプットにより、主に割引キャッシュ・フロー法を使用して測定しております。公正価値の評価は、評価する時点において入手可能な情報に基づく最善の見積りと判断に基づき実施しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見積りの見直しが必要となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(のれん)

当社グループは経営戦略に基づく事業拡大のため、株式取得による企業結合を行っております。当該企業結合により認識されたのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。この減損テストにおいては、評価時点で入手可能な経営者の最善の見積りと判断による将来キャッシュ・フロー予測に基づいて実施されておりますが、将来の事業環境の変化等の影響によりこれらの見積りが変更された場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載の通りであります。

b. 経営成績の分析

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は、3,024,742千円（前期比3.5%減）となりました。これは主に、前当連結会計年度中に取得した連結子会社のWur株式会社、ドコドア株式会社の取り込みによる増加及び、新規案件の獲得により増加した一方、主にダナン拠点の既存顧客撤退による減少影響の結果によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、2,005,861千円（前期比7.2%減）となりました。これは主に、売上規模に応じてエンジニアの稼働が減少したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、1,018,881千円（前期比4.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、1,001,608千円（前期比18.3%増）となりました。これは主に、M&Aの取得関連費用の計上等によるものであります。また、その他の費用にて、当期に決議した本社オフィスの閉鎖・移転に係る減損損失等の計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は、28,941千円（前期比73.3%減）となりました。

(金融収益、金融費用、税引前利益)

当連結会計年度の金融収益は、18,259千円（前期比44.9%減）となりました。これは主に、為替差益の減少によるものです。一方で金融費用は、61,995千円（前期比38.8%増）となりました。金融費用は、主に当連結会計年度にて、当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく低下したものについて減損処理を実施し、投資有価証券評価損を計上したことによるものです。

以上の結果、当連結会計年度の税引前損失は、14,796千円（前期は96,920千円の税引前利益）となりました。また、当連結会計年度における法人所得税費用は69,376千円のマイナス（利益方向）となりました。法人所得税費用がマイナスとなった要因は、繰延税金資産の計上を行ったことによります。この結果、親会社の所有者に帰属する当期利益は、18,732千円（前期比64.7%減）となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資本の財源及び資金の流動性について、事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び市場から理解を得られる株主価値向上を目指した明確な資金調達戦略の提示と実行を基本方針としております。ハイブリッド型サービスにおいて技術者の採用は重要であり、これらの資金需要は内部資金または資金調達の実施により賄うことを基本としております。

目標とする客観的な指標等の推移

当社グループは、「第2事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載の通り、売上高の継続的かつ累積的な増加の実現のため、ストックサービス件数とストックサービス単価を重要指標としております。

2025年9月期におけるストックサービス件数は、新規案件の獲得、前連結会計年度に子会社化したWur株式会社の通期貢献、及び当期第4四半期に連結開始した株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの案件取込み等により、2024年9月末から微増し59件（前期比4件増）となりました。

ストックサービス単価においては、一部既存案件の終了や縮小、小規模に始動する新規案件の増加、比較的小規模な傾向がある株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの算入等により、2024年9月末時点の3,454千円から161千円減少し3,293千円（前期比4.7%減）となりました。



なお、当社グループは「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標 管理指標の改定(追加)について」に記載の通り、重要な管理指標としてありますストックサービス件数とストックサービス単価に加えて、2026年9月期より、事業の目標や進捗状況を示す指標としての明瞭さを向上させる目的で、フローサービスの進捗を図る管理指標を新たに定義する方針であります。

なお、従来のストックサービス件数、ストックサービス単価の定義等に変更はありません。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は「第2事業の状況 3.事業等のリスク」をご参照ください。

5 【重要な契約等】

(株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの株式取得)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、IF Business Consulting株式会社が運営する経営コンサルティング事業を分社型分割し新たに設立した株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの全株式を取得することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 連結財務諸表注記 7. 企業結合（株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの株式取得による企業結合）」に記載の通りであります。

(NGS Consulting Joint Stock Companyの株式取得による企業結合)

当社は、2024年12月16日付「ベトナム国内への事業展開に向けたNGSC社の株式取得（連結子会社化）に関する基本合意のお知らせ」で公表しましたNGS Consulting Joint Stock Company（以下、NGSC社）の株式取得に関し、2025年4月30日開催の取締役会において、当社がNGSC社の発行済み株式の40%を取得する株式譲渡契約、及びNGSC社の運営に関する株主間契約を締結することを決議し、同日付でこれらの契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 連結財務諸表注記 36. 後発事象（NGS Consulting Joint Stock Companyの株式取得による企業結合）」に記載の通りであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、社内インフラの整備、当社組織の拡張及び持続的な事業成長を支える経営基盤の強化を目的として計画的、継続的に設備投資を実施しております。

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は12,319千円となりました（のれん及び企業結合に係る無形資産の取得は除く）。その主なものは、当社の工具器具備品の取得1,322千円、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.の工具器具備品の取得3,746千円、ソフトウェアの取得4,795千円、ドコドア株式会社の工具器具備品の取得2,350千円であります。

なお、当社グループは、ハイブリッド型サービスの単一セグメントのため、セグメント別の記載は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

（1）提出会社

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	器具及び備品 (千円)	使用権資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	-	1,554	8,187	9,741	16
中野オフィス (東京都中野区)	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	19,840	480	195,908	216,228	33

（注）1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. IFRSに基づく数値を記載しております。

3. 事務所は賃貸しており、その年間賃料は38,299千円であります。

（2）国内子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
				建物附属 設備 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフト ウェア (千円)	使用権資産 (千円)		
株式会社ハイブリッド テックエージェント	東京都中央区	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	-	95	-	11,664	11,759	16
Wur株式会社	東京都中央区	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	-	-	-	-	-	-
ドコドア株式会社	新潟県新潟市 及び 新潟県三条市 等	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	1,204	2,378	283	45,296	49,161	50
株式会社ハイブリッドビ ジネスコンサルティング	東京都中央区	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	-	-	-	-	-	-

（注）1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. IFRSに基づく数値を記載しております。

3. 事務所は賃貸しており、その年間賃料は5,611千円であります。

4. Wur株式会社及び株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの従業員数について、全ての業務を委託
していることから、従業員数は0人です。

(3) 在外子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	器具及び 備品 (千円)	ソフト エア (千円)	使用権資 産 (千円)	合計 (千円)	
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	ベトナム・オフィス (ハノイ・ホーチミン市)	ハイブリッド型 サービス	事務所設備	551	3,671	11,633	338,838	354,692	293
Hybrid Techno Camp Co., Ltd	ベトナム・オフィス (ホーチミン市)	ハイブリッド型 サービス	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. IFRSに基づく数値を記載しております。

3. 事務所は賃貸しており、その年間賃料は112,323千円であります。

4. Hybrid Techno Camp Co., Ltd.は、2021年6月末をもって事業活動を停止しており、現地の法律に従い、必要な手続きが完了次第、清算結了となる予定です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、東京都中央区に備える本社オフィスを閉鎖し、中野オフィスに本社を移転することを決議いたしました。

この移転に際し、中野オフィスにおける改修を見込んでおります。

会社事業 所名	所在地	セグメン トの名称	設備内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定 年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
中野 オフィス	東京都 中野区	-	オフィス	33	-	自己資 金	2025.10	2025.12	(注)

(注) 「完成後の増加能力」については、合理的に計算できないため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

東京都中央区に備える本社オフィスは、2025年12月22日をもって閉鎖いたします。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,000,000
計	29,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年12月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,455,548	11,493,548	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	11,455,548	11,493,548	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使によ
り発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

ア. 第1回新株予約権

決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	株主 1 当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の数(個)	2,328 [1,948] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 232,800 [194,800] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30.65 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2028年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 30.65 (注)2 資本組入額 30.65 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月
末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に
記載しており、その他の事項については、事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本
新株予約権の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権
のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結
果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付
与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時
点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未
満の端数は切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」）に、上記（注）1.に定める付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、2016年11月1日から2017年4月29日までの決算数値を用いて算定した1株当たり時価とする。

1株当たり時価は、次の算式によって算定される。

$$1 \text{株当たり時価} = (EBITDA \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

$$EBITDA = \text{営業利益} + \text{減価償却費}$$

なお、当社が、普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、行使期間中に当社が提出した営業報告書[又は、有価証券報告書]に記載される[監査済みの]当社連結損益計算書において、以下の算式に基づく当社時価総額が5億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が5億円に達している場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指標の概念重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

$$\text{時価総額} = EBITDA \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}$$

当社が、非上場の場合、下記の算定に基づく1株当たり時価により、当社による自社株買い、もしくは既存株主、当社関係会社による引き受けを行うものとする。

$$1 \text{株当たり時価} = (EBITDA \times 8 - \text{有利子負債} + \text{現預金}) \div \text{既発行株式数}$$

(2) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

(4) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

(5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

(6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

(7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

(8) 本新株予約権者は、以下の から に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

本新株予約権者が当社または当子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合

本新株予約権者が当社または当子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

本新株予約権者が当社または当子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合

本新株予約権者が当社または当子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社または当子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

5 . 新株予約権の取得条項

(1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社過半数の取締役で承認されたとき）は、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が、上記（注）4 . の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 . に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2 . に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記（注）4 . に定める行使条件に準じて決定する。

- (7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3.に準じて決定する。
- (8)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9)新株予約権の取得条項
上記(注)5.に準じて決定する。
- (10)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本(注)6.に準じて決定する。
- (11)新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ. 第2回新株予約権

決議年月日	2019年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 12 当社子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	1,300 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年10月17日 至 2029年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 (注)2 資本組入額 100 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、以下の（）から（）に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- （）本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - （）禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （）当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、上記（注）4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

(6)特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

上記（注）4に定める行使条件に準じて決定する。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）3に準じて決定する。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9)新株予約権の取得条項

上記（注）5に準じて決定する。

(10)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本（注）6に準じて決定する。

(11)新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ウ. 第3回新株予約権

決議年月日	2021年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 当社子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	320 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	177 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年1月17日 至 2031年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 (注)2 資本組入額 88.5 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、以下の（）から（）に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- （）本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - （）禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （）当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、上記（注）4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記（注）5に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本（注）6に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

工. 第4回新株予約権

決議年月日	2021年4月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 3 当社子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	1,980 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 198,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	177 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年4月16日 至 2031年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177 (注) 2 資本組入額 88.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については禁止する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」という。）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、以下の（）から（）に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- （）本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （）本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - （）禁錮以上の刑に処せられた場合
 - （）当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が、上記（注）4の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

- (5) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (6) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会に承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得条項
上記（注）5に準じて決定する。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
本（注）6に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

オ. 第5回新株予約権

決議年月日	2022年9月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 当社子会社従業員 13
新株予約権の数(個)	2,910 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 291,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	744 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2026年1月1日 至 2032年9月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 744 (注)2 資本組入額 372 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 当社が当社普通株式の株式分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が、当社普通株式の株式分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2025年9月期から2027年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）4.に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記(注)5.に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

力 . 第 6 回新株予約権

決議年月日	2023年 8 月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 15 当社子会社従業員 7
新株予約権の数（個）	2,697 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 269,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	637 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年 1 月 1 日 至 2033年 9 月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 637 (注) 2 資本組入額 318.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2025年 9 月30日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年11月30日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、2026年9月期から2028年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、6,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から 2025 年 9 月 30 日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8)その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5.に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

主 . 第 7 回新株予約権

決議年月日	2025年2月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 1 当社従業員 13 当社子会社従業員 12
新株予約権の数(個)	3,710 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 371,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2029年1月1日 至 2035年3月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 (注) 2 資本組入額 249 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年11月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上る。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、2028年9月期から2032年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された売上収益が、11,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益

計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2)上記(1)の条件達成に加えて、新株予約権の割当日から行使期間の終期までにおいて、東京証券取引の普通取引における当社普通株式の終値が下記からに記載した条件を充たした場合にのみ、付与された本新株予約権の数に条件を充たした号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)のうち最も高い割合を乗じて算出された数(計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てるものとする。)を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当該時点までに既に行使した分と累計して当該上限を超える数の本新株予約権を行使することはできないものとする。また、上記(注)2.に基づく行使価額の調整を行う場合には、下記からに記載する金額も、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする

1,000円/株以上となった場合：行使可能割合40%

1,500円/株以上となった場合：行使可能割合70%

2,000円/株以上となった場合：行使可能割合100%

(3)新株予約権者は、新株予約権の割当日から2027年9月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、(注)4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3.に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8)その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4.に準じて決定する。
- (9)新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5.に準じて決定する。
- (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年3月31日 (注)1	2,093,748	7,443,748	185,296	225,296	185,296	220,296
2021年12月23日 (注)2	2,600,000	10,043,748	598,000	823,296	598,000	818,296
2022年1月19日 (注)3	200,000	10,243,748	46,000	869,296	46,000	864,296
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)4	735,900	10,979,648	24,046	893,343	2,150	866,446
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)4	294,400	11,274,048	14,964	908,306	9,005	875,451
2023年10月1日～ 2024年9月30日 (注)4	125,500	11,399,548	7,240	915,546	4,972	880,423
2024年10月1日～ 2025年9月30日 (注)4	56,000	11,455,548	4,006	919,552	3,393	883,816

(注)1. 有償第三者割当 2,093,748株

発行価格 177円

資本組入額 88.50円

主な割当先 株式会社エアトリ、Soltec Investments Pte. Ltd.

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 500円

引受価額 460円

資本組入額 230円

払込金総額 1,196百万円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 500円

引受価額 460円

資本組入額 230円

払込金総額 92百万円

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 2025年10月1日から2025年11月30日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が38,000株、資本金が1,164千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	15	29	22	32	2,566	2,666	-
所有株式数(単元)	-	171	1,566	32,826	48,515	5,488	25,944	114,510	4,548
所有株式数の割合(%)	-	0.15	1.37	28.67	42.37	4.79	22.66	100.00	-

(注)自己株式80株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Soltec Investments Pte. Ltd. (常任代理人 平川 和真) (常任代理人 みづほ証券株式会社)	10 Anson Road, #14-06 International Plaza, Singapore (079903) (東京都江東区) (東京都千代田区大手町1丁目5-1)	3,952	34.51
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕2丁目5番1号	3,115	27.19
チャン バン ミン	東京都中央区	470	4.10
柳川 昌紀	東京都中央区	420	3.67
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7)	366	3.20
Evolable Asia Co., Ltd. (常任代理人 平川 和真)	7F, 90 Nguyen Dinh Chieu Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam (東京都江東区)	350	3.06
株式会社柳川商会	東京都港区虎ノ門3丁目18-12	150	1.31
御所野 侃	埼玉県越谷市	122	1.07
平川 和真	東京都江東区	120	1.05
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCOUNT EPS MPJ (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON E14 5JP. UNITED KINGDOM (千代田区丸の内1丁目4番5号)	100	0.87
計	-	9,168	80.03

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,451,000	114,510	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,548	-	-
発行済株式総数	11,455,548	-	-
総株主の議決権	-	114,510	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2	798
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	80	-	80	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指す観点から、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、設立以来、配当を行っておりません。当事業年度においても、内部留保資金については、開発部門の人材強化を目的とした人件費や採用費など、成長のための資金として活用する方針です。

一方で、株主に対する安定的な利益還元の実施は、多面的な企業価値の向上においても重要な経営課題であると認識しており、今後の利益配分につきましては、安定的な利益創出を実現する事業体制の確立、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要や財務状態との調和を前提として、適切に実施していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、経営の透明性と健全性を確保するとともに、迅速且つ効率的な意思決定ができる体制構築を目指しております。当社は大株主2社を有しておりますが、取締役会の構成において大株主2社からの役員は受け入れておりません。また、大株主の承認を必要とする取引や業務は存在せず、大株主2社のグループに属する企業と取引を行う際は、取締役会の承認手続きを経た上で、一般の取引先と同様の基準で行うなど、一般株主の利益を保護しながら当社独自の判断で意思決定を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、会社法の趣旨に沿って社外から取締役および監査役を招くことで、今後の事業拡充の局面にあっても継続的に経営の監督機能を確保できる体制を構築しています。当社の社外取締役1名は、証券会社の引受関連部門の経験者であり、また、社外監査役2名は各分野での経験と専門性を活かして、公正で独立した立場から監督・監査が期待できると考えてあり、経営の健全性、透明性を確保するために有効であると判断して、本企業統治体制を採用しております。

ア. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、代表取締役平川和真を議長として、取締役会長チャン・バン・ミン、取締役窪田陽介、取締役衣笠嘉展、取締役濱本剛史、取締役閻間莉央、社外取締役森保守の取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、法令や定款に則り、迅速かつ適切な経営の意思決定を行うために、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、当社の社外取締役は、過去の事業会社等での経験を活かし、当社の取締役会においても経営全般に率直かつ有効な助言が期待できると判断して選任しております。なお、2025年12月22日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって、取締役会長チャン・バン・ミンは辞任予定であり、取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されることになります。

イ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役下田林也が議長となり、社外監査役里見剛、社外監査役山田一雄を含めた3名で構成され、監査計画に基づく監査を実施して、毎月1回、取締役会開催前に監査役会を開催して情報共有するとともに、意見形成ができる体制を構築しております。

監査役3名の構成につきましても、常勤監査役は証券会社での引受関連業務の豊富な実務経験を持ち、当社入社以降は内部監査室室長をつとめていた他、他の2名の監査役は各自弁護士及び公認会計士・税理士であり、取締役会その他の会議において、取締役の職務執行について総括的な確認を行うとともに、適宜意見を述べております。

ウ. 経営戦略会議

当社グループでは原則として2週間に1回以上、代表取締役平川和真が議長となり、取締役会長チャン・バン・ミン、取締役窪田陽介、取締役衣笠嘉展、取締役濱本剛史、取締役閻間莉央の他、ベトナム子会社を含む部長職社員が参加しております。また、社外取締役森保守、常勤監査役下田林也の2名もオブザーバーとして参加し、経営戦略会議を開催しております。経営戦略会議はベトナム子会社にかかる重要な意思決定機関であるとともに、当社にとっても職務権限規程で定めた事項の決議を行うほか、取締役会で審議予定の事項について事前協議する場となっております。当会議には社外取締役や常勤監査役も出席して、議論の形骸化を防ぎ、チェック機能が働く重要会議として運営しております。

エ. 投資委員会

当社は「有価証券取扱規程」、「投資委員会規程」及び「投資有価証券ポリシー」を定め、必要に応じて投資委員会を開催しております。投資委員会は、代表取締役平川和真が議長となり、取締役会長チャン・バン・ミン、取締役窪田陽介、取締役衣笠嘉展、取締役濱本剛史、取締役閻間莉央の常勤取締役6名の他、常勤監査役下田林也もオブザーバーとして参加し、各種リスクの検証、対応策を踏まえた投資の意思決定を実施することに加え、定期的に投資先のモニタリングを実施し、リスクの顕在化の早期発見や対応策の検討、実施により、当該リスクの低減に努めています。

オ. 会計監査人

当社は、監査法人東海会計社と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

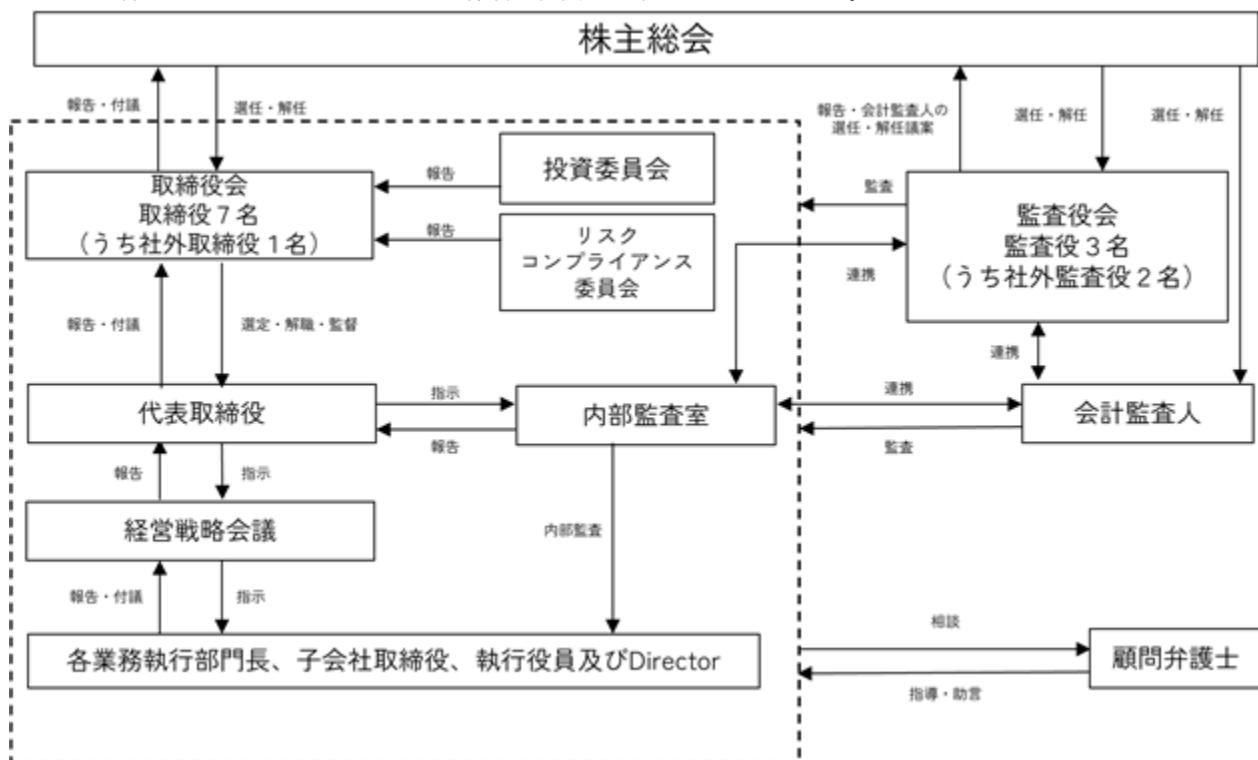
カ. 内部監査室

当社は「内部監査規程」に基づき、内部監査室による内部監査を実施しております。基本的には1年間で全部門の内部監査を一巡しております。内部監査室には2名が所属し、ベトナム子会社の規模や重要性を勘案して、うち1名は、ベトナム子会社に出向し常駐して監査を実施しております。また、子会社の内部監査の実施に当たっては、監査計画の策定から、監査での確認内容、調査や報告書作成に関して、日本の内部監査担当者と連携して運営しております。

キ. リスクコンプライアンス委員会

当社は「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、四半期毎に1回、リスクコンプライアンス委員会を開催しております。当委員会は代表取締役平川和真が議長となり、取締役会長チャン・バン・ミン、取締役窪田陽介、取締役衣笠嘉展、取締役濱本剛史、取締役閩間莉央の常勤取締役6名の他、ベトナム子会社を含むリスク管理にかかわる部長職社員が参加し、また、社外取締役森保守、常勤監査役下田林也の2名もオブザーバーとして参加して、リスク分析資料を共有しながら、リスク管理に関して発生した事象や、各部門の活動の進捗状況を確認するとともに、適宜対応策を協議いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の通りであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するため、以下の通り内部統制システムの整備の基本方針を定めてあります。

ア. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。

当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

イ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規程に則り作成、保存、管理しています。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規程に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

ウ. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。

当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。

当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

エ. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。

当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。

当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として2週間に1回以上開催します。

当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、必要に応じて隨時開催します。

オ. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。

当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。

当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。

当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。

当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

カ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて隨時開催する経営戦略会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとします。

当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

キ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が監査役補助者の登用を求める場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

ク. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

ケ. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることがあります。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることがあります。

当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

コ. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

サ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。

反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理規程を定め、代表取締役を委員長として、取締役及び各部門の責任者から構成される「リスクコンプライアンス委員会」を四半期毎に1度、開催するとともに、社内のリスク情報を収集、認識・分析する体制を構築しております。

また、外部専門家（弁護士、社労士）と契約・連携して、関係する法令等の内容を適切に把握するとともに必要に応じて専門家の意見を確認し、社内規程や業務フロー等に反映できる体制を整備しております。また、リスク管理規程、コンプライアンス規程、ハラスメント防止規程等の諸規程をはじめ、情報管理規程や個人情報管理規程を含む情報セキュリティ体制の運用維持のために、定期的にコンプライアンス勉強会なども開催しております。

情報セキュリティについては、ソフトウェア開発という当社の事業特性も踏まえて極めて重要視しており、情報管理規程を策定するとともに、各取締役と開発本部責任者が連携して、情報セキュリティの維持、向上活動の社内浸透を図っております。また、システム開発の実装業務を行うHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.において、ISMS適合性評価制度の認定ならびにISO/IEC27001の認定を、2019年3月28日付で取得するなど、情報セキュリティマネジメントの運用、強化に取り組んでおります。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するために、企業理念や中期計画を共有するとともに、関係会社管理規程に基づき、当社による承認事項及び当社への報告事項を明確にしたうえで、グループの部長以上が参加する経営戦略会議の場で、子会社にかかる重要事項の協議や決定、業務の進捗確認等を行っております。また、ベトナム子会社に内部監査担当者1名を常駐させて、内部監査部門間で連携をとりながら、子会社の内部監査を実施しております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役のほか、執行役員、管理職、監督者が含まれてあり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（無作為も含む）に起因して賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害金や訴訟費用等の損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補填の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

ア．取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

イ．監査役の責任免除

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

ウ．会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款で定めております。

エ．中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款で定めています。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

オ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引により自己株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

取締役会の活動状況

取締役会では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等の経営上重要な事項に関する意思決定、及び業務執行状況の監督を行っております。

当事業年度において当社は取締役会を16回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については以下の通りです。

役職名	氏名	出席回数
代表取締役社長	平川 和真	16回/16回 (100%)
取締役会長	チャン バン ミン	16回/16回 (100%)
取締役	窪田 陽介	16回/16回 (100%)
取締役	衣笠 嘉展	16回/16回 (100%)
取締役	濱本 剛史	13回/13回 (100%)
取締役	閏間 莉央	13回/13回 (100%)
取締役	森保 守	16回/16回 (100%)
取締役	本間 大地	3回/3回 (100%)
監査役	下田 林也	16回/16回 (100%)
監査役	里見 剛	16回/16回 (100%)
監査役	山田 一雄	16回/16回 (100%)

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

- 取締役濱本剛史、及び取締役閏間莉央は、2024年12月23日開催の第9回定時株主総会で選任された新任取締役であるため、就任後に開催された当事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。
- 本間大地は、2024年12月23日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役であるため、辞任前に開催された当事業年度中の取締役会の出席状況を記載しております。

また、取締役会における具体的な検討内容は、代表取締役および役付取締役の選定、取締役報酬額の決定、年度予算の策定、計算書類の承認、株主総会の招集、規程の改定、経営上の重要な契約の締結（当期においては、金銭消費貸借契約、株式譲渡契約等）、業務執行状況の報告等であります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

2025年12月19日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性10名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	平川 和真	1982年11月10日生	2005年12月 優成監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所 2012年8月 SCS Global Consulting Sdn Bhd 入社 2015年1月 Evolable Asia Co., Ltd. 入社 2015年1月 Soltec Vietnam Company 入社 2017年10月 Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd. (現 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.) CFO(現任) 2018年4月 Soltec Investments Pte. Ltd. 入社 2018年6月 当社入社 管理部長 2019年1月 当社取締役CFO 2020年3月 Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO(現任) 2024年12月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	120,800
取締役会長 海外事業管掌	チャン バン ミン	1986年5月26日生	2010年3月 有限会社アルファユニバーサル 入社 2012年4月 株式会社マニュファクチャリング 入社 2014年9月 FPT INFORMATION SYSTEM CORPORATION 入社 2016年4月 当社設立 代表取締役社長 2017年10月 Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd. (現 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.) General Director(現任) 2020年3月 Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director(現任) 2024年12月 当社取締役会長(現任)	(注)4	470,000
取締役 経営企画部 管理部 法務部 管掌	窪田 陽介	1983年7月8日生	2007年4月 株式会社リクルート 入社 2018年7月 株式会社エボラブルアジア(現 株式会社エアトリ) 入社 2019年4月 当社入社 営業部長 2019年10月 当社取締役 2023年4月 株式会社ハイブリッドテックエージェント 代表取締役(現任) 2023年5月 当社取締役COO 2024年12月 当社取締役(現任)	(注)3	28,250
取締役 開発本部 管掌	衣笠 嘉展	1980年7月13日生	2005年4月 ヤフー株式会社(現 LINEヤフー株式会社) 入社 2006年9月 グリー株式会社(現 グリーホールディングス株式会社) 入社 2014年1月 ハッチ株式会社(現 株式会社タレンティオ) 入社 取締役CTO 2015年4月 株式会社ネクストビート 入社 執行役員CTO 2021年4月 当社取締役 2021年5月 株式会社イクシアス設立 代表取締役 2023年5月 当社取締役CTO 2024年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役 投資戦略部 財務経理部 管掌	濱本 剛史	1990年3月29日生	2012年4月 株式会社マイナビ 入社 2022年2月 当社入社 執行役員 経営企画部長 2024年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役 事業創造本部 管掌	閻間 莉央	1994年9月9日生	2016年2月 株式会社LifeAnd 設立 2018年5月 株式会社Blabo 入社 2019年2月 Wur株式会社 代表取締役(現任) 2024年12月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	森保 守	1956年7月26日生	1980年4月 住友金属鉱山株式会社 入社 1989年8月 日興證券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社） 入社 1999年4月 東京三菱証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社 2004年9月 みずほ証券株式会社 入社 2007年1月 SBIイー・トレード証券株式会社（現 株式会社SBI証券） 入社 資本市場部長 2022年12月 当社取締役（現任）	(注) 3	-
監査役 (常勤)	下田 林也	1955年6月1日生	1978年4月 株式会社小松製作所 入社 1985年9月 日興證券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社） 入社 2004年11月 イー・トレード証券株式会社（現 株式会社SBI証券） 入社 2016年10月 あんしん保証株式会社 入社 2019年3月 当社 入社 内部監査室室長 2023年12月 当社監査役（現任）	(注) 5	27,600
監査役	里見 剛	1974年12月19日生	2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2004年10月 スプリング法律事務所 入所 弁護士 2012年2月 上海交通大学国際教育学院 留学 2013年4月 上海里格法律事務所 研修 2014年2月 スプリング法律事務所復帰（現任） 2020年1月 当社監査役（現任）	(注) 6	-
監査役	山田 一雄	1963年2月28日生	1986年4月 株式会社セガエンタープライゼス（現 株式会社セガ） 入社 1994年9月 監査法人東海会計社 入所 1997年4月 公認会計士登録 1997年5月 公認会計士山田一雄事務所（現 公認会計士・税理士山田一雄事務所）設立 所長（現任） 1997年10月 税理士登録 2001年7月 有限会社エーピーネットワーク（現 有限会社オントリーワンコンサルティング）設立 代表取締役（現任） 2006年10月 株式会社エイチームホールディングス 監査役（現任） 2022年12月 当社監査役（現任）	(注) 7	-
計					646,650

- (注) 1. 取締役 森保守は、社外取締役であります。
 2. 監査役 里見剛及び監査役 山田一雄は、社外監査役であります。
 3. 2024年12月23日に開催された定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2024年12月23日に開催された定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります（ただし、2025年12月22日開催予定の定時株主総会の終結の時をもって辞任予定であります）。
 5. 2023年12月22日に開催された定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 2024年12月23日に開催された定時株主総会終結の時から2028年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7. 2022年12月26日に開催された定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 8. 当社では、取締役会のより一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 高島功（事業創造本部 担当）

社外役員の状況

当社は社外取締役 1名及び社外監査役 2名を選任しております。また、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の基準は制定しておりませんが、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

独立社外役員の発言に実効性を持たせる観点から、その選任にあたっては、過去の経験面における独立性はもちろん、多様な分野の専門知識と知見を備えた構成を維持できるように配慮しております。独立社外役員に対しでは、取締役会の前に議案及び資料の共有を行うとともに、必要に応じて取締役会前に取締役から月次決算の状況や取締役会の議案について直接説明しております。また、独立社外役員から経営上の課題・内部統制の構築運営状況等について問い合わせがあった場合は、取締役、内部監査人及び常勤監査役が個別にこれに回答を行っております。

社外取締役の森保守は、上場事業会社の管理部門、証券会社の引受審査部門及び引受部門での経験が豊富で、上場会社に求められるリスク管理やコンプライアンス、ガバナンス強化のための意見や提言を行うことが期待できると考えて、社外取締役に選任しております。

社外監査役の里見剛は、弁護士であり、海外法務も含めた豊富な経験と、弁護士として企業法務にも精通しており、専門的見地から当社経営全般に対して監督・提言を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の山田一雄は、公認会計士及び税理士として会社経営や会計に関する豊富な専門知識と実務経験を有しております、客観的かつ独立的な立場からの経営監視が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。

選任された社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの立場から適宜質問、提言、助言を述べ、取締役の職務執行の監視を行っています。

なお、社外取締役および社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはありません。また、当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。今後はより一層の経営監視体制の強化、経営の透明性の確保のため、社外取締役の増員の検討を行ってまいります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と、内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査部門と社外取締役・社外監査役とは定期的に連絡会を設けて情報交換しており、内部監査部門が行なった監査内容は監査役会に報告しております。また、社外監査役、内部監査担当者及び会計監査人の三者は定期的に連絡会を開催して、監査結果や内部統制の状況を含む情報の共有を行っており、評価の結果は適宜取締役会に報告されます。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

ア. 機関設計の形態、総人員

当社の監査役は3名で、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、また、代表取締役との意見交換を原則半期に一度実施するとともに、必要に応じて随時取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。また、監査役は、相互の意思疎通を十分に図って連携し、内部監査室からの各種報告を受け、原則月1回開催される監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。内部監査室、監査役、会計監査人の三者は原則四半期ごとに協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

イ. 各監査役の状況及び直近事業年度に開催した監査役会および取締役会への出席状況

役職名	氏名	経歴等	直近事業年度の出席率	
			監査役会	取締役会
常勤監査役	下田 林也	証券会社のIPO引受部門や上場会社の管理部門での豊富な実務経験を有しております。	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)
監査役 (社外)	里見 剛	弁護士として海外法務も含めた豊富な経験を有し、企業法務にも精通しております。	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)
監査役 (社外)	山田 一雄	公認会計士として会社経営や会計に関しての豊富な専門知識と実務経験を有しております。	100% (14回/14回)	100% (16回/16回)

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が2回ありました。

ウ. 監査役会の具体的な検討内容

監査役会は、取締役会開催に先立ち毎月開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。監査役会の議長及び事務局は常勤監査役が務め、2025年9月期は合計14回開催し、1回当たりの所要時間は約1時間でした。また、年間を通じ次のような決議、協議、報告がなされました。

決議：監査役監査方針・監査計画・業務分担、監査役会監査報告書、監査人の監査報酬同意等

協議：取締役会議題事前確認、取締役の職務執行状況確認書、監査報告書案等

報告：常勤監査役月次報告、経営戦略会議等の重要会議概要報告、内部監査月次報告等

エ. 常勤および非常勤監査役の活動状況

監査役は、取締役会に出席して、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行うほか、監査役全員により代表取締役との面談を原則半期に一度行い、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要により提言を行っております。また、主に常勤監査役が年度の監査計画に基づき経営戦略会議、投資委員会、リスクコンプライアンス委員会等の重要会議に出席、内部監査室・会計監査人との定期的コミュニケーション等を行うほか、重要な決裁書類を閲覧し、決裁プロセス上の不備や不適切な判断に対し指導を行い、また、主要な関係部署からの聴取及び関連する情報を当該部署から入手するなどして、取締役の職務執行の適正性について監視し検証を行っております。監査役会は、2025年9月期は主として、(ア)経営の適法性(法令・定款、社内諸規程の遵守状況等)の監査(コンプライアンス及びリスク管理体制に係る事項を含む)、(イ)関連当事者取引についての監査、(ウ)内部統制システムの整備・運用状況の監査、(エ)子会社(予定会社を含む)への本社としての支援および管理の実施状況の監査を重点項目として取組みました。

(ア)経営の適法性(法令・定款、社内諸規程の遵守状況等)の監査(コンプライアンス及びリスク管理体制に係る事項を含む)

社内諸規程の運用状況を確認するとともに、重要会議の他、一部実務者会議の運営状況を定期的に監査することにより、内部統制が有効に機能し、かつ運用されていることを確認し、必要に応じて改善への提言を行いました。

(イ)関連当事者取引についての監査

関連当事者リスト及び取引有無が記載された対象会社一覧表の更新状況を確認するとともに、親会社のグループ会社や役員が実質的に保有している会社等の網羅性も確認を行いました。また、監査役は、取締役会に提出される議案に関し、取引の必要性及び取引条件の妥当性をチェックしております。

(ウ)内部統制システムの整備・運用状況の監査

常勤監査役は、取締役が行う内部統制システムの構築・運用状況を監視し検証を行いました。また、常勤監査役は、取締役会が決議する「内部統制システム構築の基本方針」に従い、内部監査室と連携をとりながら、内部監査室より当該年度における内部監査計画の説明を受け、また、内部監査実施後は結果について報告を受け、必要により提言を行いました。そのほか、監査役会として、監査法人監査報告会（三様監査）において会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。

(エ)子会社（予定会社を含む）への本社としての支援および管理の実施状況の監査

常勤監査役は、重要会議への参加を通して、あるいは内部監査室と連携を取りながら、子会社（子会社化の予定会社を含む）の事業面および管理面への支援・整備状況の把握に努め、必要により、取締役会その他で提言を行いました。また、監査役会として、監査法人監査報告会（三様監査）において会計監査人より報告を受け、意見交換を行いました。

内部監査の状況

ア. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査体制につきましては、代表取締役の直属に内部監査室を設置し、担当者を2名配置しており、うち1名は、ベトナム子会社の規模を勘案して現地に常駐しております。内部監査担当者は、内部統制の有効性及び業務の効率性を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施しております。すべての監査結果は代表取締役に報告されると共に、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、取締役会、並びに監査役及び監査役会にも報告されております。また、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

イ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査部門と常勤監査役は、監査上の課題や執行部門での対応状況について定期的に情報交換を行うとともに、内部監査部門が行なった監査内容は監査役会に報告しております。

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は三者間で定期的に三様監査を開催して、監査結果や内部統制の状況を含む情報の共有を行っており、評価の結果は適宜取締役会に報告されております。

会計監査の状況

ア. 監査法人の名称

監査法人東海会計社

イ. 繼続監査期間

7年間

ウ. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 大国光大

業務執行社員 山口泰嗣

エ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士8名、その他2名であります。

オ. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定については、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領ならびに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。

当社が監査法人東海会計社を選定した理由は、同監査法人が当社ビジネスを理解した上で、幅広い視点で有効的かつ効率的な監査を実施できる経験豊富な公認会計士を多数有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制が整備されていると判断したためであります。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

カ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記の観点と会計監査人の業務実績状況を照らし合わせ監査法人に対して評価を行っております。具体的には、会計監査人の独立性の担保、内部統制システム評価と監査リスクの把握ができているかを確認するとともに、監査実務チームの体制や監査の網羅性、あるいは個別の監査項目に対する適切性を確認しております。さらには、監査役との連携状況や報告の適切性を評価しております。

ホ. 監査報酬の内容等

(ア)監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度 (2024年9月30日)		当連結会計年度 (2025年9月30日)	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	20,640	-	23,040	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,640	-	23,040	-

当社における非監査業務の内容は、以下の通りであります。

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(イ)監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((ア)を除く)

該当事項はありません。

(ウ)その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及びHybrid Techno Camp Co., Ltd.

は、当社の監査公認会計士等とは異なる監査法人の監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

区分	前連結会計年度 (2024年9月30日)		当連結会計年度 (2025年9月30日)	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
連結子会社	2,450	-	2,313	-
計	2,450	-	2,313	-

(工)監査報酬の決定方針

当社では、監査法人と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

(才)監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び見積りの算出根拠などについて、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬の決定方針について、「役員報酬は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定する。」と2021年7月15日開催の取締役会にて決議しております。また、当社の監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社は、株主総会で決定した限度額の範囲内で、役員の報酬を決定することとしており、当事業年度における取締役の報酬の額は2024年12月23日開催の取締役会において決議し、監査役の報酬の額は2024年12月23日開催の監査役会において監査役の協議により決定しております。

なお、本書提出日現在の当社の役員の報酬に関して、2021年3月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額については年額500百万円以内（支給対象は定款上の取締役の員数の上限10名）、監査役の報酬限度額については年額30百万円と決議されております。

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、ア．固定報酬である基本報酬、イ．ストック・オプション、ウ．役員賞与（業績連動報酬）で構成されておりますが、その支給割合の決定に関する方針は定めておりません。社外取締役及び監査役は原則、基本報酬のみで構成されています。

ア．基本報酬

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、職責及び役位に応じて、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して役員ごとの報酬額を定めております。非常勤取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

イ．ストック・オプション

取締役の報酬と当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、ストック・オプションを割り当てております。当該ストック・オプション制度の内容につきましては、上記「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」をご参照ください。

ウ．役員賞与（業績連動報酬）

役員賞与（業績連動報酬）は、当社の制定する規程に基づき、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において取締役会の決議により決定しております。業績連動報酬における評価指標としては、当社グループが本業により経常的に得られる利益である「連結営業利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。決定された役員賞与の支払いは、毎年事業年度後一定の時期に行います。なお、社外取締役及び監査役には原則賞与を支給しておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	88,860	88,860	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	7,200	7,200	-	-	1
社外役員	8,700	8,700	-	-	4

- （注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2024年12月23日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち、社外取締役1名）を含んでおります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2021年3月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
 4. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使人兼務役員の使人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は株式にかかる配当により利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資株式目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

ア. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、当社、投資先会社の双方の事業シナジー最大化が想定できる銘柄について、取締役会・投資委員会において、リスクとリターンを踏まえた経済合理性等について総合的な検討を行い、保有の適否を決定しております。保有中の銘柄に関しては、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて公正価値を評価し、保有意義の検証を行っております。

イ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(千円)
非上場株式	23	274,053
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数(銘柄)	株式数の増加に係る取得価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	19,966	事業上のシナジー創出のため。
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数(銘柄)	株式数の減少に係る売却価額の合計額(千円)
非上場株式	1	14,432
非上場株式以外の株式	-	-

ウ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、連結財務諸表等の金額については、特段の記載がある場合を除き、千円未満を四捨五入して表示しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。なお、財務諸表等の金額については、特段の記載がある場合を除き、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人東海会計社により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を隨時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位:千円)

	注記	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8	1,359,122	916,620
営業債権及びその他の債権	9,31	301,704	286,424
その他の金融資産	10,31	544	159
その他の流動資産	11	69,806	131,579
流動資産合計		1,731,176	1,334,781
非流動資産			
有形固定資産	12	64,261	21,585
使用権資産	17	757,226	599,893
のれん	13	826,282	1,113,000
無形資産	13	239,205	233,271
投資有価証券	10,31	345,341	222,906
その他の金融資産	10,31	62,036	71,593
繰延税金資産	15	34,031	104,776
その他の非流動資産	11	6,854	189,774
非流動資産合計		2,335,237	2,556,797
資産合計		4,066,413	3,891,579
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18,31	188,361	203,109
借入金	16,31	103,403	130,333
リース負債	31	108,547	118,535
その他の金融負債	16,31	37,819	32,191
未払法人所得税		64,405	28,830
引当金	19	45,270	25,323
その他の流動負債	20	213,065	158,947
流動負債合計		760,871	697,268
非流動負債			
借入金	16,31	232,483	418,342
リース負債	31	699,776	524,374
引当金	19	16,760	26,204
繰延税金負債	15	70,275	53,475
その他の非流動負債	20	7,653	-
非流動負債合計		1,026,948	1,022,394
負債合計		1,787,818	1,719,662
資本			
資本金	21	915,547	919,553
資本剰余金	21	917,341	912,314
利益剰余金	21	524,490	408,776
自己株式	21	81	82
その他の資本の構成要素	21,30	75,989	107,971
親会社の所有者に帰属する持分合計		2,281,308	2,132,589
非支配持分		2,713	39,328
資本合計		2,278,594	2,171,917
負債及び資本合計		4,066,413	3,891,579

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上収益	6、23	3,135,094	3,024,742
売上原価	24	2,161,015	2,005,861
売上総利益		974,078	1,018,881
販売費及び一般管理費	24	846,985	1,001,608
その他の収益	25	8,574	48,137
その他の費用	25	27,245	36,469
営業利益		108,422	28,941
金融収益	26	33,160	18,259
金融費用	26	44,662	61,995
税引前利益(損失)		96,920	14,796
法人所得税費用	15	36,834	69,376
当期利益		60,086	54,581
当期利益の帰属			
親会社の所有者		53,015	18,732
非支配持分		7,071	35,849
当期利益		60,086	54,581
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	28	4.67	1.64
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28	4.46	1.58

【連結包括利益計算書】

(単位 : 千円)

注記	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	当期利益	60,086	54,581	
当期利益				
その他の包括利益				
純損益に振り替えられることのない項目				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金 融資産	27	25,332	104,542	
純損益に振り替えられることのない項目合計		25,332	104,542	
純損益に振り替えられる可能性のある項目				
在外営業活動体の換算差額	27	92,082	58,212	
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		92,082	58,212	
税引後その他の包括利益		117,414	162,755	
当期包括利益		57,328	108,174	
当期包括利益の帰属				
親会社の所有者		64,399	144,023	
非支配持分		7,071	35,849	
当期包括利益		57,328	108,174	

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分								合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	新株 予約権	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産		
2023年10月1日時点の残高	908,307	905,690	471,475	80	50,799	16,634	19,595	47,839	
当期利益	-	-	53,015	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	27	-	-	-	-	92,082	25,332	117,414	
当期包括利益合計		-	53,015	-	-	92,082	25,332	117,414	
新株予約権の行使	30	7,240	11,651	-	-	6,680	-	-	6,680
自己株式の取得	21	-	-	-	1	-	-	-	-
連結範囲の変更	7	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	266	-	-	266
所有者との取引額合計		7,240	11,651	-	1	6,414	-	-	6,414
2024年9月30日時点の残高	915,547	917,341	524,490	81	44,385	75,448	44,927	75,989	

(単位:千円)

注記	親会社の所有 者に帰属する 持分	非支配持分		合計
		合計		
2023年10月1日時点の残高	2,333,231	-	2,333,231	
当期利益	53,015	7,071	60,086	
その他の包括利益	27	117,414	-	117,414
当期包括利益合計		64,399	7,071	57,328
新株予約権の行使	30	12,212	-	12,212
自己株式の取得	21	1	-	1
連結範囲の変更	7	-	9,784	9,784
その他		266	-	266
所有者との取引額合計		12,476	9,784	2,692
2024年9月30日時点の残高	2,281,308	2,713	2,278,594	

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

（単位：千円）

注記	親会社の所有者に帰属する持分							合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	新株 予約権	在外営業 活動体の 換算差額	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産	
2024年10月 1 日時点の残高	915,547	917,341	524,490	81	44,385	75,448	44,927	75,989
当期利益	-	-	18,732	-	-	-	-	-
その他の包括利益	27	-	-	-	-	58,212	104,542	162,755
当期包括利益合計		-	18,732	-	-	58,212	104,542	162,755
新株予約権の行使	30	4,006	7,394	-	-	4,001	-	4,001
自己株式の取得	21	-	-	-	1	-	-	-
支配継続子会社に対する 持分変動	21	-	12,422	-	-	-	-	-
利益剰余金への振替		-	134,445	-	-	-	134,445	134,445
その他		-	-	-	-	328	-	328
所有者との取引額合計		4,006	5,028	134,445	1	3,673	-	134,445
2025年 9 月30日時点の残高	919,553	912,314	408,776	82	40,713	133,660	15,024	107,971

（単位：千円）

注記	親会社の所有 者に帰属する 持分			合計	
	持分	非支配持分			
		合計			
2024年10月 1 日時点の残高	2,281,308	2,713	2,278,594		
当期利益	18,732	35,849	54,581		
その他の包括利益	27	162,755	-	162,755	
当期包括利益合計		144,023	35,849	108,174	
新株予約権の行使	30	7,399	-	7,399	
自己株式の取得	21	1	-	1	
支配継続子会社に対する 持分変動	21	12,422	6,192	6,230	
利益剰余金への振替		-	-	-	
その他		328	-	328	
所有者との取引額合計		4,695	6,192	1,496	
2025年 9 月30日時点の残高	2,132,589	39,328	2,171,917		

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

注記	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益(は損失)	96,920	14,796
減価償却費及び償却費	182,605	197,007
減損損失(又は戻入れ)	6,168	35,724
金融収益	2,989	2,777
金融費用	51,575	61,995
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	179,539	27,338
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	64,957	7,509
引当金の増減額(は減少)	32,750	7,009
その他	49,314	173,287
小計	432,297	131,705
利息及び配当金の受取額	534	1,390
利息の支払額	25,700	30,259
法人所得税の支払額	45,416	91,112
営業活動によるキャッシュ・フロー	361,714	11,724
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	33,700	-
定期預金の払戻による収入	33,700	-
有形固定資産の取得による支出	5,080	7,524
無形資産の取得による支出	5,112	4,795
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7	272,226
投資有価証券の取得による支出	50,268	19,966
投資有価証券の売却による収入	-	14,433
関係会社株式取得のための前払金の支出	36	184,035
貸付金の回収による収入	30,972	-
その他	1,494	14,363
投資活動によるキャッシュ・フロー	300,220	540,208
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	29	52,746
長期借入れによる収入	29	198,864
長期借入金の返済による支出	29	21,626
リース負債の返済による支出	29	123,757
新株予約権の行使による収入		12,212
非支配持分からの子会社持分取得による支出	21	-
その他	343	374
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,288	92,683
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		74,783
現金及び現金同等物の期首残高		1,296,698
現金及び現金同等物に係る換算差額		12,358
現金及び現金同等物の期末残高	8	1,359,122
		916,620

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト(<https://hybridtechnologies.co.jp/>)で開示しております。当社の連結財務諸表は、2025年9月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）から構成されております。

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一セグメントで構成されております。詳細は注記「6.セグメント情報」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2025年12月19日に代表取締役社長 平川 和真によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要性がある会計方針」に記載の通り、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を四捨五入して表示しております。

(4) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しております。これによる当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社及び子会社の財務諸表を含めております。

子会社とは、当社グループにより支配されている企業（組成された事業体を含む）であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに晒されている、又は変動リターンに対する権利を有している場合で、その企業に対するパワーにより、当該変動リターンに影響を与えることができる場合には、当社グループはその企業を支配しております。子会社の財務諸表は、支配獲得日から支配を喪失する日までの間、当社グループの連結財務諸表に含まれております。

子会社の財務諸表は親会社と統一された会計方針を適用しております。当社グループ内の債権債務残高及び取引、並びに当社グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。なお、子会社の決算日は、当社の決算日と一致しております。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。子会社の包括利益は非支配持分が負となる場合であっても親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(2) 企業結合

共通支配下の企業以外との企業結合

当社グループは、取得法を適用して各企業結合を会計処理しております。企業結合で移転された対価は、移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債及び取得企業が発行した資本持分の取得日の公正価値の合計額として測定され、該当する場合は条件付対価を含めております。企業結合により取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を、取得日の公正価値で測定しております。企業結合における取得関連費用は発生時に費用処理しております。

取得日時点における移転された対価、すべての非支配持分の金額及び以前に保有していた被取得企業の資本持分の総額が、識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した差額を、のれんとして認識しております。一方、この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が連結決算日までに完了しない場合、当社グループは、完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正します。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

共通支配下の企業との企業結合

共通支配下における企業結合とは、企業結合当事企業もしくは事業のすべてが、企業結合の前後で同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合であります。

当社グループでは、すべての共通支配下における企業結合取引について、継続的に帳簿価額に基づき会計処理を行っております。

(3) 外貨換算

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、各連結対象企業に含まれる個別財務諸表は、その企業の営業活動が行われる主たる経済環境の通貨（機能通貨）で表示されます。

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レートを適用することにより、当社グループの各機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートにより機能通貨に換算しております。取得原価で測定している外貨建非貨幣性項目は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における直物為替レートで機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、取得後の公正価値変動をその他の包括利益に計上する資本性金融資産については、換算差額をその他の包括利益に計上しています。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は、決算日の直物為替レートにより、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額はその他の包括利益として認識しております。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益として認識しております。

(4) 金融商品

金融資産

当社グループは、通常の方法によるすべての金融資産の売買は、原則として約定日に認識及び認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、関係する市場における規則又は慣行により一般に定められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による、金融資産の購入又は売却をいいます。

() 金融資産の分類及び測定

当社グループでは、金融商品について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCI金融資産）又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTPL金融資産）に分類しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループは、以下の条件を満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収を保有目的とする事業モデルに基づいて、金融資産を保有していること
- ・金融資産の契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に対する利息の支払いのみのキャッシュ・フローが生じること

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値に取引費用を加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。また、利息収益及び認識の中止に係る利得又は損失は当期の純損益として測定しております。

(b) FVTOCI金融資産

当社グループは、公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するFVTOCI資本性金融資産に指定、分類しております。

FVTOCI資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取引に直接起因する取引費用を加算して測定しております。当初認識後の公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、その他の資本の構成要素に計上しております。また、当該金融資産の認識を中止した場合及び公正価値の著しい下落がある場合には、その他の包括利益累計額を直ちに利益剰余金に振り替えております。

FVTOCI資本性金融資産に係る受取配当金は、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて、配当受領権が確定した時点で金融収益として認識しております。

(c) FVTPL金融資産

当社グループは、上記の償却原価で測定する金融資産又はFVTOCI金融資産に分類されない金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。

FVTPL金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益及び利息収益を純損益として認識しております。

() 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。

貸倒引当金の変動は純損益に計上しております。

当初認識後は、報告日において、金融資産を次の3つのステージに分類し、それぞれ以下の通り、予想信用損失を測定しております。

	説明	予想信用損失の測定方法
ステージ1	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大していないもの	12ヶ月の予想信用損失
ステージ2	金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増大しているもの	全期間の予想信用損失
ステージ3	信用減損の証拠がある金融商品	全期間の予想信用損失

当社グループでは、原則として契約で定められた支払期限を30日超過した場合に、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増大していると判断しており、支払期限を90日超過した場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権等は、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております（単純化したアプローチ）。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いております。なお、当社グループは、営業債権の予想信用損失を見積もる際に、予想信用損失の引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。

また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

() 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、金融資産が譲渡され、その金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

金融負債

() 金融負債の分類及び測定

当社グループは、金融負債を償却原価で測定する金融負債又は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（FVTPL金融負債）に分類しております。

(a) 儚却原価で測定する金融負債

当社グループは、以下のものを除くすべての金融負債を、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

- ・FVTPL金融負債（デリバティブ負債を含む。）
- ・金融保証契約
- ・企業結合において認識した条件付対価

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値から取引費用を減算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。

(b) FVTPL金融負債

FVTPL金融負債は、当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後の変動はヘッジ会計の要件を満たしている場合を除き、純損益として認識しております。

()認識の中止

当社グループは、金融負債の義務が履行されたか、免責、取消し、又は失効した場合に当該金融負債の認識を中止しております。

金融資産及び金融負債の表示

金融資産と金融負債は、当社グループが認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を有し、かつ純額ベースで決済する又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で認識しております。

(5)現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許預金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6)有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除却及び原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、取得原価から残存価額を控除した償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「(10)非金融資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・建物及び附属設備 3 - 15年
- ・器具及び備品 2 - 15年

(7)のれん

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損テスト及び減損損失の測定については「(10)非金融資産の減損」に記載の通りです。

(8)無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に資産の取得に直接起因する費用を含む取得原価で測定しております。また、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産は、支配獲得日の公正価値で測定しております。自己創設無形資産は、資産化の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、償却可能額を見積耐用年数にわたり定額法により算定しております。償却方法及び見積耐用年数は各年度末に見直しを行い、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として、見積りを変更した期間及び将来に向かって適用しております。

減損については、「(10)非金融資産の減損」に記載の通りです。

主な見積耐用年数は、以下の通りであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 3 - 12年

(9)リース（当社グループが借手となるリース取引）

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合は、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

なお、契約が特定された資産の使用を支配する権利を移転するか否かを評価するために、当社グループは、契約が特定された資産の使用を含むか、当社グループが使用期間全体にわたり資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているか、及び当社グループが資産の使用を指図する権利を有しているかについて検討しております。

リースの契約時に、短期リース及び原資産が少額であるリース以外のリース構成部分について、使用権資産及びリース負債を認識しております。リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債は同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。

使用権資産の取得原価は、リース負債の当初測定額、当初直接コスト、前払リース料等の調整額で構成されております。また、リース料の現在価値を算定する際に使用する割引率には、リースの計算利子率が容易に算定できる場合、当該利子率を使用し、そうでない場合は追加借入利子率を使用しております。

リース期間はリースの解約不能期間に、リースを延長するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを使用することが合理的に確実である場合)、リースを解約するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを使用しないことが合理的に確実である場合)を加えたものとして決定しております。

開始日後において、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。ここで、使用権資産を減価償却する際には、IAS第16号「有形固定資産」の減価償却の要求事項を適用しております。また、減損しているかどうかを判定し、識別された減損損失を会計処理する際には、IAS第36号「資産の減損」を適用しております。

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに当社グループに移転する場合又は借手の購入オプションの行使が合理的に確実な場合には、開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合には、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時、又はリース期間の終了時のいずれか早い方までにわたり、定額法により実施しております。

開始日後において、リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額しております。また、リース料の変動又はリースの条件変更を反映するか、又は改訂後の実質上の固定リース料を反映するように帳簿価額を再測定しております。

当社グループは、短期リース又は原資産が少額であるリースに関連したリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

(10)非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、償却を行わず、減損の兆候の有無にかかわらず年に一度、又は減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しており、当該資金生成単位は内部報告目的で管理されている最小の単位で、事業セグメントの範囲内となっております。

個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を純損益に認識しております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずこの単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分されております。

過年度に認識した減損損失については、決算日において、減損の戻入れの兆候の有無を判定しております。

減損の戻入れを示す兆候があり、個々の資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを認識しております。

なお、のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

(11)引当金

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務(法的債務又は推定的債務)を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いてあります。

当社グループは、引当金として、主に資産除去債務、補償対策引当金、事業構造改善引当金及び退職給付引当金を認識しております。引当金の内容は、注記「19. 引当金」をご参照ください。

(12)資本

普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、その発行に直接起因する取引費用（税効果考慮後）は資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(13)従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行われず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(14)株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を導入しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値で測定しております。ストック・オプションの公正価値を決定するための詳細は、注記「30. 株式に基づく報酬」に記載しております。

付与日に決定した公正価値は、最終的に権利が確定すると予想されるストック・オプションの数の見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(15)収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益の主要な区分ごとの収益認識基準は以下の通りです。

ストックサービス提供による収益

ストックサービスとは、日本国内で弊社所属のプロジェクトマネージャーおよびシステムエンジニアをアサインし、要件の整理や仕様の確定業務を行うとともに、ベトナム国内に顧客専属の開発チームを組織することで、顧客が自社開発チームと同じように、柔軟かつスピーディーに開発を進めることができるサービスです。

ストックサービスの提供を収益の源泉とする取引は、契約期間で発注する仕事量の最低保証を行う契約に基づく取引が含まれております。このような取引は、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

フローサービス提供による収益

フローサービスとは、開発案件ごとに設計、仕様、デザインなどに基づいて顧客と開発契約を締結し、開発案件の上流工程から下流工程までの包括的なプロセスで品質を担保した成果物を納品する開発サービスです。

フローサービスの提供を収益の源泉とする取引は、顧客の要求する要件を満たすソフトウェアを開発し、納品する契約に基づく取引が含まれております。このような取引については、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。顧客に請求する日より先に認識された収益は、契約資産として認識しております。

(16)政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られる場合に認識しております。発生した費用に対する補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間に純損益として認識しております。

(17)金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息及び為替差益から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として支払利息及び為替差損から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(18)法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、その他の包括利益に計上される項目から生じる場合又は企業結合から生じる場合を除き、純損益に含めております。

当期税金は、各報告日時点において制定又は実質的に制定されている税率を乗じて算定する当期の課税所得又は損失に係る納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものであります。

繰延税金資産及び負債は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債金額との一時差異に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異で、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する又は負債が決済される時に適用されると予想される税率を使用して算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。繰延税金資産は各報告日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなかった部分について減額しております。

(19) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

4. 重要性がある会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下の通りであります。

- ・収益認識（注記「3. 重要性がある会計方針(15)収益」）
 - ・使用権資産及びリース負債の識別（注記「3. 重要性がある会計方針(9)リース」）
 - ・繰延税金資産の回収可能性（注記「3. 重要性がある会計方針(18)法人所得税」）
 - ・引当金の会計処理と評価（注記「3. 重要性がある会計方針(11)引当金」）
 - ・株式報酬の公正な評価単価（注記「3. 重要性がある会計方針(14)株式に基づく報酬」）
 - ・投資有価証券の評価（注記「3. 重要性がある会計方針(4)金融商品」）
 - ・のれんの評価（注記「3. 重要性がある会計方針(7)のれん、(10)非金融資産の減損」）
- また、上記のうち、特に重要なものは、フローサービスの収益認識の計上、投資有価証券の評価、及びのれんの評価と考えております。

収益認識及び受注損失引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
一定の期間にわたり収益認識した金額のうち当連結会計年度末の残高（契約資産）	5,260	6,538
受注損失引当金	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが提供するサービスのうち、フローサービスは、受託開発型のサービスであり、開発の進捗に応じて顧客の資産が増加するとともに顧客が当該資産の支配を獲得するため、これに応じて当社グループの履行義務が充足されていくものと判断しております。そこで、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実績発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。そのため、収益額の測定には見積りが伴います。

また、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。そのため、受注損失引当金の測定にも、見積りが伴います。なお、当連結会計年度において、計上すべき受注損失引当金はありません。

今後の開発業務の進捗に伴い、予想し得ない工数の大幅な増加等により当該見積りが変更された場合、翌連結会計年度以降の当社グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券	345,341	222,906

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する公正価値で測定する投資有価証券が、活発な市場における公表価格によって測定できない場合には、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しております。観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、事業計画の仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	826,282	1,113,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて、注記「3. 重要性がある会計方針 (10)非金融資産の減損」に従つて、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値は、貨幣の時間価値及び個別資産又は資金生成単位に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率を用いて、見積将来キャッシュ・フローを割引いて算定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにあたって利用する事業計画は、原則として5年を限度としております。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フローの成長率は、資金生成単位が属する市場もしくは国の平均成長率を勘案して決定しております。割引率は、各資金生成単位の加重平均資本コスト等を基礎に算定しております。将来の事業計画、成長率、割引率等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があります。

5. 未適用の新基準

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

2024年4月に公表されたIFRS第18号は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用されます。IFRS第18号は、IAS第1号「財務諸表の表示」と置き換わり、IAS第1号は廃止されます。IFRS第18号においては、主として純損益計算書の財務業績に関する表示及び開示に関する新たな規定が設けられています。また、IFRS第18号の公表と併せてIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の改訂等が行われています。これらの適用による連結財務諸表への影響については検討中です。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一セグメントであります。関連情報としてサービスによる売上収益を「ストックサービス」と「フローサービス」の2分野で評価しております。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) サービス別の売上収益

サービスごとの外部顧客に対する売上収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)		
売上収益の区分	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
ストックサービス	2,795,150	2,551,502
フローサービス	339,944	473,241
合計	3,135,094	3,024,742

(4) 地域別に関する情報

外部顧客への売上収益

当社グループは、外部顧客の国内売上収益が連結損益計算書の売上収益の90%以上を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

非流動資産(金融資産および繰延税金資産を除く)

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
日本	1,422,373	1,706,131
ベトナム	306,302	359,535
合計	1,728,674	2,065,667

(5) 主要な顧客に関する情報

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エアトリ	590,157	18.8	808,579	26.7

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日）

（Wur株式会社の株式取得）

（1）企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Wur株式会社

事業の内容：インターネットサービスの企画・開発・運営

取得日

2024年 4 月 1 日

取得した議決権付資本持分の割合

67%

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とした株式の取得

企業結合を行った主な理由

当社が顧客に提供する「ハイブリッド型サービス」は、顧客の上流工程を担う日本人のプロジェクトマネージャー、実装工程を担うベトナムの豊富なIT人材、日本に常駐し双方の橋渡し役となるベトナム人ブリッジエンジニアを柱に、顧客のプロダクト開発を一気通貫で行う体制を備えております。

今後も当社が非連続な成長を遂げるには、既存の強みに加え、事業戦略やプロダクト構想のフェーズから顧客に入り込み、新規事業開発のパートナーとして、プロダクトの企画や、最適なアーキテクチャーの提案をすることで他社との差別化を図り、新規顧客の獲得を行うことが必要となっております。

被取得企業は、Webシステム・アプリ開発事業を展開しており、大きく2点の強みを有しております。

・Web・システム・アプリ開発の新規立ち上げに経験豊富な人材を有していることによる、主にプロダクト戦略やUX/UIデザイン等の上流工程の対応力。

・代表者である閻閻氏が、複数の事業会社での新規サービス立ち上げ、プロダクトのマーケティング経験を有していることによる、ローンチ後のサービスのグロースハックに関する豊富な知見。

上流工程の対応力と、サービスローンチ後のグロースハックに強みを持つ被取得企業が当社グループに入ることで、当社グループの顧客のDX推進における対応領域の拡大を実現し、従来参入することが難しかったサービス構想段階の案件に介入できるようになることを期待しております。

被取得企業においては、当社グループの豊富な開発リソースや、顧客ネットワークを活用したリードの増加を通じて、更なる事業成長を実現できると考えております。

結果、両者の非連続な成長に寄与すると判断し、被取得企業の株式取得の決議に至りました。

（2）取得対価の公正価値及びその内訳

	金額（千円）
現金	174,200
取得対価の合計	174,200

（注）当企業結合に係る取得関連コストは、25,300千円であり、当連結会計年度において、連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。

(3) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額(千円)
現金	174,200
支払対価の合計	174,200
現金及び現金同等物	69,008
営業債権	26,099
顧客関連資産	41,000
その他の資産	3,366
負債合計	95,939
純資産	43,535
非支配持分	14,367
のれん	145,032
合計	174,200

- (注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。
2. 企業結合により識別した顧客関連資産は、取得対価の配分に際し超過収益法を用いて公正価値を測定しており、既存顧客減少率、EBITDA率、割引率等の仮定に基づいて測定しております。
3. のれんは、主に超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。認識されたのれんは、税務上損金算入が見込まれるものはありません。
4. 非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産に対する持分割合相当額で測定しております。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額(千円)
取得により支出した現金及び現金同等物	174,200
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	69,008
子会社株式の取得による支出	105,192

(5) 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業から生じた売上収益及び当期利益は、連結損益計算書に与える影響が軽微のため記載を省略しております。

(6) 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結に与える影響(プロフォーマ情報)

企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当社グループの売上収益及び損益は、それぞれ3,244,466千円、63,504千円であったと算定されます。

このプロフォーマ情報は概算額であり監査証明を受けておりません。

また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

(ドコドア株式会社の株式取得)

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：ドコドア株式会社

事業の内容：総合デジタルマーケティング事業

取得日

2024年7月17日

取得した議決権付資本持分の割合

80%

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とした株式の取得

企業結合を行った主な理由

当社が顧客に提供する「ハイブリッド型サービス」は、顧客の上流工程を担う日本人のプロジェクトマネージャー、実装工程を担うベトナムの豊富なIT人材、日本に常駐し双方の橋渡し役となるベトナム人ブリッジエンジニアを柱に、顧客のプロダクト開発を一気通貫で行う体制を備えています。

円安の進行など外部環境が大きく変動する中、今後も当社が非連続な成長を遂げるには、今までのベトナム国内を中心とした開発体制に加え、日本国内にも開発拠点を設けることで、サービス提供体制を多様化するとともに、外部環境からの影響の分散を図ることが重要と考えております。また、当社の既存サービスは一定規模以上のDX推進需要に対して優位性を発揮できるものの、よりスピーディにローコストでシステム開発を行える体制や中小企業向けのDX支援サービスの需要に対応する体制の構築も重要となっております。

被取得企業は、新潟を拠点として中小企業向けのDX支援事業を展開しており、大きく3点の強みを有しております。

- ・拠点を置く新潟県内における被取得企業の知名度の高さを活かした新潟エリアのエンジニア採用実績、及びリモート開発体制の構築により新潟のみならず日本全国の優秀なエンジニアの採用実績
- ・Flutter (Dart) やWordPress型開発等のフォーマットによる受託開発を主としていることによる、中小企業のニーズに合致したローコストで標準化された品質の開発体制
- ・Salesforceやkintone、freee等のDXツールの導入や運用等での営業支援やバックオフィス業務支援

中小企業向けにローコストで受託開発が可能な開発体制を構築しており、システム開発に留まらず、営業支援やバックオフィス業務効率化に強みを持つ被取得企業が当社グループに入ることで、当社グループの顧客のDX推進における対応領域の拡大を実現し、従来獲得することが難しかった顧客群や参入することが難しかったサービスの提供ができるようになることを期待しております。

また、新潟県内での高い知名度とリモート開発体制の構築ノウハウを生かした日本全国の優秀なエンジニア採用力を活かし、当社グループとして日本国内のエンジニアチームを強化することで、サービス提供体制を多様化するとともに、為替変動等の外部環境からの影響の分散を図ができるものと考えております。結果、両者の非連続な成長に寄与すると判断し、被取得企業の株式取得の決議に至りました。

(2)取得対価の公正価値及びその内訳

	金額(千円)
現金	208,000
取得対価の合計	208,000

(注)当企業結合に係る取得関連コストは、29,736千円であり、当連結会計年度において、連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。

(3) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額(千円)
現金	208,000
支払対価の合計	208,000
現金及び現金同等物	40,966
営業債権	51,487
顧客関連資産	36,000
その他の資産	103,748
負債合計	352,953
純資産	120,753
非支配持分	24,151
のれん	304,603
合計	208,000

- (注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。
2. 企業結合により識別した顧客関連資産は、取得対価の配分に際し超過収益法を用いて公正価値を測定しており、既存顧客減少率、EBITDA率、割引率等の仮定に基づいて測定しております。
3. のれんは、主に超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。認識されたのれんは、税務上損金算入が見込まれるものはありません。
4. 非支配持分は、識別可能な被取得企業の純資産に対する持分割合相当額で測定しております。

(4) キャッシュ・フロー情報

	金額(千円)
取得により支出した現金及び現金同等物	208,000
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	40,966
子会社株式の取得による支出	167,034

(5) 業績に与える影響

取得日以降に被取得企業から生じた売上収益及び当期利益は、連結損益計算書に与える影響が軽微のため記載を省略しております。

(6) 企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結に与える影響(プロフォーマ情報)

企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当社グループの売上収益及び損益は、それぞれ3,388,209千円、79,447千円であったと算定されます。

このプロフォーマ情報は概算額であり監査証明を受けておりません。

また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの株式取得)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、IF Business Consulting株式会社(以下「IFBC社」)が運営する経営コンサルティング事業を分社型分割し、新たに設立した株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティングの全株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称: 株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング

事業の内容: 経営コンサルティング事業

取得日

2025年8月15日

取得した議決権付資本持分の割合

100%

被取得企業の支配の獲得方法

現金を対価とした株式の取得

企業結合を行った主な理由

当社が顧客に提供する「ハイブリッド型サービス」は、顧客の上流工程を担う日本人のプロジェクトマネージャー、実装工程を担うベトナムの豊富なIT人材、日本に常駐し双方の橋渡し役となるベトナム人のブリッジエンジニアを柱に、顧客のプロダクト開発を一気通貫で行う体制を備えております。さらに、今後は「既存事業における開発対応領域の拡大」「顧客に提供するソリューションの拡大」「サービスを提供するマーケットの拡大」の3つの成長の軸で事業を拡大し、「グローバルIT総合サービス」の提供を目指しています。これらのうち、「開発対応領域の拡大」において、2024年4月には新規事業立ち上げやDX戦略コンサルティング領域に強みを持つWur株式会社をグループに迎えることで、サービス開発における上流工程への対応力を拡充しました。

本株式取得においてIF Business Consulting株式会社から分割され、被取得企業に継承された経営コンサルティング事業では、顧客の事業戦略、基幹システムの導入、大規模なPMO、業務改善などを支援しています。主に国内大手コンサルティング会社との協業関係を通じた豊富な支援実績を持ち、多種多様なキャリアや知見を有するコンサルティング人材と、顧客の課題の間での高精度なマッチングによる、高い継続率やリピート率を誇っており、様々な需要に対応できる多様なコンサルティング人材へのアクセスと、高い継続率を実現するコンサルティング人材と案件の高いマッチング精度を強みとする被取得企業が当社グループに参画することで、顧客のサービス開発よりもさらに上流にある経営戦略、DX戦略からサービスの開発、運用までを網羅する包括的な支援を可能とし、高いシナジーを発揮できると見込んでおります。その結果、当社グループの非連続な成長に寄与すると判断し、被取得企業の株式取得に至りました。

(2) 取得対価の公正価値及びその内訳

	金額(千円)
現金	323,958
取得対価の合計	323,958

(注) 当企業結合に係る取得関連コストは、3,094千円であり、当連結会計年度において、連結損益計算書上の「販売費及び一般管理費」にて処理しております。

(3) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

	金額(千円)
現金	323,958
支払対価の合計	323,958
取得資産及び引受負債の公正価値	
営業債権	13,654
顧客関連資産	48,000
その他の資産	3,386
その他の負債	27,800
純資産	37,241
のれん	286,717
合計	323,958

(注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。当連結会計年度末において、資産及び負債の公正価値を精査しており、取得原価の配分が完了していないため、暫定的な会計処理を行っております。

2. 企業結合により識別した顧客関連資産は、取得対価の配分に際し超過収益法を用いて公正価値を測定しており、既存顧客減少率、EBITDA率、割引率等の仮定に基づいて測定しております。

3. のれんは、主に超過収益力及び既存事業とのシナジー効果です。認識されたのれんは、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

(4)キャッシュ・フロー情報

	金額(千円)
取得により支出した現金及び現金同等物	323,958
子会社株式の取得による支出	323,958

(5)業績に与える影響

取得日以降に被取得企業から生じた売上収益及び当期利益は、連結損益計算書に与える影響が軽微のため記載を省略しております。

(6)企業結合が期首に完了したと仮定した場合の連結に与える影響(プロフォーマ情報)

企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当社グループの売上収益及び当期損益は、それぞれ3,059,852千円、58,745千円であったと算定されます。

このプロフォーマ情報は概算額であり監査証明を受けておりません。

8.現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
現金及び要求払預金	1,359,122	916,620
合計	1,359,122	916,620

9.営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
売掛金	313,997	283,620
契約資産	5,260	6,538
未収入金	1,894	3,182
貸倒引当金	19,447	6,916
合計	301,704	286,424

営業債権及びその他の債権は、契約資産を除き償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. その他の金融資産

(1) 投資有価証券及びその他の金融資産の内訳

投資有価証券及びその他の金融資産の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
償却原価で測定する金融資産		
立替金	544	159
預託金	204	206
敷金及び保証金	61,802	71,357
その他	30	30
小計	62,580	71,752
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	60,062	28,428
小計	60,062	28,428
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	285,279	194,478
小計	285,279	194,478
合計	407,921	294,658
流動資産	544	159
非流動資産	407,377	294,499
合計	407,921	294,658

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な銘柄及び公正価値等は以下の通りであります。

前連結会計年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

銘柄	金額
ジラフ株式会社	29,796
株式会社だんきち	23,980
株式会社インテリジェンスデザイン	21,685
株式会社otta	21,205
株式会社ORIGRESS PARKS	20,821
アジアンブリッジ株式会社	20,217
株式会社foriio	20,092

当連結会計年度（2025年9月30日）

（単位：千円）

銘柄	金額
ジラフ株式会社	21,782
株式会社インテリジェンスデザイン	21,685
株式会社otta	21,205
株式会社foriio	20,092

短期的な株式上場の蓋然性が低い場合であっても、事業シナジー最大化が想定される投資先の株式を取得し保有することができます。その保有目的に鑑み、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識の中止

当社グループは、資産の効率化や取引関係の見直し等を目的として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の一部を売却することにより、認識を中止しております。

各連結会計年度における売却時の公正価値及び売却に係る累積利得又は損失は以下の通りです。

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
公正価値	累積利得又は損失	公正価値	累積利得又は損失
-	-	11,806	4,433

(4) 利益剰余金への振替額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、認識を中止した場合、その他の包括利益として認識されていた累積利得又は損失を利益剰余金に振替えております。利益剰余金に振替えたその他の包括利益の累積損失（税引後）は、当連結会計年度において、134,445千円であります。なお、前連結会計年度においては、該当する利益剰余金への振替はありませんでした。

11. その他の資産

その他の資産の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
その他の流動資産		
前渡金	887	263
前払費用	26,323	44,546
未収消費税	42,485	69,338
未収還付法人税	110	17,432
合計	69,806	131,579
その他の非流動資産		
長期前払費用	6,854	5,739
前払金	-	184,035
合計	6,854	189,774

12. 有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに減価償却累計額及び減損損失累計額は以下の通りであります。

帳簿価額

(単位 : 千円)

	建物及び附属設備	器具及び備品	合計
2023年10月1日	54,608	27,032	81,640
取得	1,010	4,070	5,080
企業結合による取得(注3)	1,459	3,127	4,586
売却又は処分	921	-	921
減価償却費	7,498	11,522	19,020
減損損失	6,168	-	6,168
在外営業活動体の換算差額	481	455	935
2024年9月30日	42,009	22,252	64,261
取得	106	7,418	7,524
資産除去債務の認識に伴う資産の計上	1,036	-	1,036
売却又は処分	-	44	44
減価償却費	3,994	11,301	15,295
減損損失	25,600	10,124	35,724
在外営業活動体の換算差額	54	120	174
2025年9月30日	13,503	8,082	21,585

(注) 1. 有形固定資産の減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

2. 有形固定資産の減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

3. 企業結合の内容については、注記「7. 企業結合」に記載しております。

取得原価

(単位 : 千円)

	建物及び附属設備	器具及び備品	合計
2024年9月30日	133,592	132,264	265,856
2025年9月30日	119,164	133,115	252,279

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位 : 千円)

	建物及び附属設備	器具及び備品	合計
2024年9月30日	91,583	110,012	201,595
2025年9月30日	105,662	125,033	230,694

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得価額並びに償却累計額及び減損損失累計額は以下の通りであります。

帳簿価額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	顧客関連資産	合計
2023年10月1日	376,648	14,671	10,892	173,771	199,334
取得	-	5,112	-	-	5,112
企業結合による取得（注2）	449,634	708	-	77,000	77,708
科目振替	-	10,729	10,729	-	-
償却費	-	10,549	-	31,250	41,799
在外営業活動体の換算差額	-	987	163	-	1,150
2024年9月30日	826,282	19,684	-	219,521	239,205
取得	-	4,795	-	-	4,795
企業結合による取得（注2）	286,718	-	-	48,000	48,000
償却費	-	12,197	-	46,167	58,364
在外営業活動体の換算差額	-	365	-	-	365
2025年9月30日	1,113,000	11,916	-	221,354	233,271

(注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれております。

2. 企業結合の内容については、注記「7. 企業結合」に記載しております。

3. 無形資産に含まれている自己創設無形資産の帳簿価額は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
ソフトウェア	16,839	9,144
合計	16,839	9,144

取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	顧客関連資産	合計
2024年9月30日	826,282	49,425	261,000	310,425
2025年9月30日	1,113,000	52,830	309,000	361,830

償却累計額及び減損損失累計額

(単位 : 千円)

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	顧客関連資産	合計
2024年9月30日	-	29,741	41,479	71,220
2025年9月30日	-	40,913	87,646	128,559

(2) 重要な無形資産

重要な無形資産に関する情報は以下の通りであります。

		帳簿価額 (単位 : 千円)		残存償却期間 (2025年9月30日)
		前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)	
株式会社ハイブリッドテック エージェント	顧客関連資産	125,125	113,208	9.5年
イクシアス事業 (注)	顧客関連資産	26,479	16,229	1.6年
Wur株式会社	顧客関連資産	34,167	20,500	1.5年
ドコドア株式会社	顧客関連資産	33,750	24,750	2.8年
株式会社ハイブリッドビジネス コンサルティング	顧客関連資産	-	46,667	5.8年

(注) 2023年10月1日の吸収合併により、株式会社イクシアスに係る顧客関連資産は、存続会社である当社に引き継がれています。

14. 非金融資産の減損

(1) 資金生成単位

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っており、原則として、経営管理上の事業区分を基準として資金生成単位を識別しております。

(2) のれんの減損テスト

のれんについて、毎期及び減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額のうち重要なものは、以下の通りです。

(単位：千円)

資金生成単位	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
株式会社ハイブリッドテックエージェント	195,247	195,247
イクシアス事業（注）	181,401	181,401
Wur株式会社	145,032	145,032
ドコドア株式会社	304,603	304,603
株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング	-	286,718
合計	826,282	1,113,000

(注) 2023年10月1日の吸収合併により、株式会社イクシアスに配分されたのれんは、存続会社である当社に引き継がれています。

各資金生成単位グループののれんの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した事業計画（5年）を基礎とし、事業計画を超える期間については、成長率として1.2%（前連結会計年度1.0%）を用いて算出した見積りキャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しております。

割引率は加重平均資本コストに基づく割引率を用いており、減損テストに使用した割引率は5.6%～13.9%（前連結会計年度5.3%～13.8%）であります。

当連結会計年度の減損テストにおいて、資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額及び予想将来キャッシュ・フローの仮定が変化した場合に見積回収可能価額と帳簿価額が同額になるために必要な予想将来キャッシュ・フローの変動値は以下の通りです。

	回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額（千円）	予想将来キャッシュ・フローの変動値（注）
株式会社ハイブリッドテックエージェント	313,965	52.7%
イクシアス事業	4,350,017	85.0%
Wur株式会社	405,902	71.9%
ドコドア株式会社	68,054	15.5%
株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング	136,770	30.1%

(注) 予想将来キャッシュ・フローの変動値は、当連結会計年度末における割引率が同水準であると仮定し、回収可能価額の算出の前提となる将来の全期間の予想将来キャッシュ・フローが平均的に変動することを前提とした感応度となります。

(3) 減損損失

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、当社の子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.が持つダナン拠点の閉鎖を決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、減損損失6,168千円を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、当社の本社オフィスの閉鎖・移転を決定したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、減損損失35,724千円を連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

15. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下の通りであります。

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	2023年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	企業結合	2024年9月30日
繰延税金資産					
未払賞与	1,909	232	-	-	1,677
貸倒引当金	614	3,001	-	415	4,032
未払金	3,111	4,511	-	-	7,623
資産除去債務	4,735	326	-	-	4,409
リース負債	196,494	26,360	-	-	170,134
繰越欠損金	-	6,062	-	-	6,062
投資有価証券	11,664	5,756	1,931	-	15,489
その他	11,083	260	-	1,228	12,052
合計	229,611	7,848	1,931	1,643	221,477
繰延税金負債					
除去費用資産計上額	3,994	575	-	-	3,419
使用権資産	187,922	27,750	-	15,489	175,660
無形資産	58,352	11,222	-	24,964	72,094
為替差益	9,191	9,191	-	-	-
その他	8,450	1,901	-	-	6,549
合計	267,909	50,639	-	40,453	257,722

(注) 1. 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動の影響によるものであります。

2. 繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異、繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。なお、認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が認識できる期間における将来課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性は高いと判断しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	2024年10月1日	純損益を通じて認識	その他の包括利益において認識	企業結合	2025年9月30日
繰延税金資産					
未払賞与	1,677	17	-	-	1,659
貸倒引当金	4,032	3,808	-	-	223
未払金	7,623	4,161	-	-	3,461
資産除去債務	4,409	2,258	-	-	2,151
リース負債	170,134	41,945	-	-	128,189
繰越欠損金	6,062	88,411	-	-	94,473
投資有価証券	15,489	8,538	6,951	-	-
減損損失	-	8,432	-	-	8,432
その他	12,052	4,845	-	3,286	20,183
合計	221,477	40,961	6,951	3,286	258,772
繰延税金負債					
除去費用資産計上額	3,419	108	-	-	3,526
使用権資産	175,660	55,078	-	-	120,582
無形資産	72,094	3,052	-	-	75,147
その他	6,549	175	1,491	-	8,215
合計	257,722	51,743	1,491	-	207,470

- （注）1. 純損益を通じて認識された額の合計と繰延税金費用との差額は、為替の変動の影響によるものであります。
2. 繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異、繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。なお、認識された繰延税金資産については、過去の課税所得水準及び繰延税金資産が認識できる期間における将来課税所得の予測に基づき、税務便益が実現する可能性は高いと判断しております。
3. 前連結会計年度及び当連結会計年度の繰延税金資産のうち、前連結会計年度及び当連結会計年度に損失が生じてあり、繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得の有無に依存している納税主体に帰属しているものはそれぞれ40,276千円及び44,854千円です。当社グループは、取締役会において承認された事業計画を基礎とした将来課税所得の予測額に基づき、税務便益が実現する可能性が高いとの判断によるものであります。
4. 前連結会計年度において新規に取得したドコドア株式会社は、当社が取得する以前に損失が続いていたことによる繰越欠損金が生じていたことから、取得日時点では繰延税金資産の回収可能性が低いとして、繰延税金資産を一部計上しておりませんでした。当社にて取得後は黒字が継続しており、また、当連結会計年度においてドコドア株式会社が新たに策定した事業計画に基づいて再評価を行った結果、繰延税金資産の回収可能性が高まったと判断したことから、当連結会計年度において繰延税金資産を計上しております。

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
将来減算一時差異	143,401 (44,214)	247,133 (77,899)
繰越欠損金	267,757 (83,272)	- -
合計	411,158 (127,486)	247,133 (77,899)

(注) 将来減算一時差異及び繰越欠損金は一時差異等ベースの金額であり、()内に税額ベースの金額を記載しています。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の繰越期限は、次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	53,973	-
4年目	75,617	-
5年目以降	138,167	-
合計	267,757	-

(3) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
当期税金費用		
当事業年度	80,286	40,607
小計	80,286	40,607
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	37,612	105,734
税率の変更等	5,840	4,249
小計	43,452	109,983
合計	36,834	69,376

(注) 1. 従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、当期税金費用の減額のために使用した額は、当連結会計年度において18,327千円であり、これは当期税金費用に含めてあります。なお、前連結会計年度において該当する事項はありません。

2. 従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、繰延税金費用の減額のために使用した額は、当連結会計年度において69,222千円であり、これは当期税金費用に含めてあります。なお、前連結会計年度において該当する事項はありません。

法定実効税率と平均実際負担税率との差異要因は以下の通りであります。

(単位 : %)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
法定実効税率	30.6	30.6
未認識の繰延税金資産の変動	1.2	620.6
永久に損金に算入されない項目	3.2	19.2
住民税均等割	1.6	12.2
法人税等軽減税率	0.2	11.5
連結子会社の税率差異	1.9	167.4
連結子会社の留保利益	0.5	4.1
その他	0.2	1.0
平均実際負担税率	38.0	468.9

- (注) 1 . 当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した親会社の法定実効税率は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに30.6%であります。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。
- 2 . 当連結会計年度は税引前損失を計上したため、正の値は税金費用の減少、負の値は税金費用の増加方向を表しております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度から防衛特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2026年10月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の30.6%から31.5%に変更し計算しています。この変更による影響は軽微であります。

16. 借入金及びその他の金融負債

(1) 借入金の内訳

借入金の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)	平均利率 (%)	返済期限
1年内返済予定長期借入金	87,403	130,333	1.79	-
短期借入金	16,000	-	-	-
長期借入金	232,483	418,342	1.83	2026年～2034年
合計	335,886	548,674	-	-
流動負債	103,403	130,333	-	-
非流動負債	232,483	418,342	-	-
合計	335,886	548,674	-	-

(注) 1. 平均利率については、2025年9月末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 借入金は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

3. 借入金の担保に供している資産はありません。

4. 返済期間については、当連結会計年度末残高に対する返済期間を記載しております。

(2) その他の金融負債の内訳

その他金融負債の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
預り金	28,413	23,921
預り保証金	9,406	8,270
合計	37,819	32,191
流動負債	37,819	32,191
非流動負債	-	-
合計	37,819	32,191

(注) その他の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

17. リース

当社グループが、借手としてリースしている資産は主にオフィスであります。リース契約の一部については、延長オプション及び解約オプションが付与されております。また、リース契約によって課された制限（配当、追加借入及び追加リースに関する制限など）はありません。

(1) 使用権資産に関する損益

使用権資産に関する損益は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
使用権資産減価償却費		
建物を原資産とするもの	128,457	127,683
減価償却費計	128,457	127,683
リース負債に係る金利費用	24,675	25,463
短期リース費用	552	1,909
少額資産リース費用	2,270	4,783
変動リース料	2,512	2,410

(2) 使用権資産

使用権資産の帳簿価額の内訳は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
建物を原資産とするもの	757,226	599,893
合計	757,226	599,893

使用権資産の増加額は、前連結会計年度49,803千円、当連結会計年度165,388千円であります。

リースに係るキャッシュ・フローについては、注記「29. キャッシュ・フロー情報」、リース負債の満期分析については、注記「31. 金融商品(2)財務上のリスク管理」に記載しております。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
未払金	188,361	203,109
合計	188,361	203,109

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

19. 引当金

引当金の内訳及び増減は以下の通りであります。

(単位:千円)

	資産除去債務	補償対策 引当金	事業構造改善 引当金	退職給付 引当金	合計
2023年10月1日	18,275	9,651	-	-	27,927
期中増加額	-	23,704	17,690	-	41,394
企業結合による増加	448	-	-	-	448
割引計算の期間利息費用	165	-	-	-	165
期中減少額(目的使用)	569	5,818	-	-	6,387
在外営業活動体の換算差額	311	1,205	-	-	1,517
2024年9月30日	18,008	26,331	17,690	-	62,030
期中増加額	1,139	130,359	-	13,941	145,439
割引計算の期間利息費用	102	-	-	-	102
期中減少額(目的使用)	1,344	134,521	17,690	-	153,555
期中減少額(戻入)	-	1,796	-	-	1,796
在外営業活動体の換算差額	109	585	-	-	693
2025年9月30日	17,797	19,789	-	13,941	51,527

引当金の連結財政状態計算書における内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
流動負債	45,270	25,323
非流動負債	16,760	26,204
合計	62,030	51,527

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部改作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われる見込みですが、将来の事業計画等により影響を受けます。

補償対策引当金は、将来のプログラムの無償補償費用の支出に備えるため、過去の実績率及び案件別の発生見込額に基づく将来発生見込額を計上しております。これらの費用のほとんどは1年以内に発生するものと見込まれます。

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、事業構造改善引当金として翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。これらの費用のほとんどは1年以内に発生するものと見込まれます。

退職給付引当金は、ベトナム労働法により失業保険対象外の外国籍従業員に対して勤務年数1年につき0.5か月分の退職金を支払う義務があるとして、当期より退職給付引当金を計上しております。

20. その他の負債

その他の負債の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
その他の流動負債		
未払費用	16,532	16,946
前受金	60,149	19,854
未払賞与	58,915	50,535
未払有給休暇	53,037	47,897
未払消費税等	24,433	23,715
合計	213,065	158,947
その他の非流動負債		
長期未払金	7,653	-
合計	7,653	-

21. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式総数

授権株式数及び発行済株式総数の増減は以下の通りであります。

	授権株式数 (株)	発行済株式 (株)	資本金 (千円)	資本剰余金 (千円)
2023年10月1日残高	29,000,000	11,274,048	908,307	905,690
期中増減(注)2	-	125,500	7,240	11,651
2024年9月30日残高	29,000,000	11,399,548	915,547	917,341
期中増減(注)3	-	56,000	4,006	5,027
2025年9月30日残高	29,000,000	11,455,548	919,553	912,314

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。

2. 前連結会計年度において、新株予約権の行使により発行済株式の総数が、125,500株増加しております。

3. 当連結会計年度において、新株予約権の行使により発行済株式の総数が、56,000株増加しております。

(2) 自己株式

自己株式の増減は、以下の通りであります。

(単位:株)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
自己株式		
期首残高	76	78
期中追加(注)1、2	2	2
期末残高	78	80

(注) 1. 前連結会計年度において、単元未満株式の買取請求により2株を取得しております。

2. 当連結会計年度において、単元未満株式の買取請求により2株を取得しております。

(3) 資本剰余金

日本における会社法（以下「会社法」という。）では、株式の発行に対しての払込み又は給付の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されています。また、会社法では、資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されています。積み立てられた利益準備金は、欠損填补に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

(5) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の内容及び目的は、以下の通りであります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額等は「30. 株式に基づく報酬」に記載しております。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額であります。

(6) 非支配持分の取得

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは、当社連結子会社であるドコドア株式会社の持分10%を追加取得しております。これにより、同社株式の所有割合は、80%から90%となりました。当該取引は資本取引として会計処理しており、追加取得の対価6,230千円と追加取得に際して減少した非支配持分からの子会社持分取得による支出の帳簿価額6,192千円との合計である、12,422千円を資本剰余金の減少として処理しております。

22. 配当金

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

23. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、ハイブリッド型サービスによる単一事業分野において事業活動を行っており、売上収益の内訳は注記「6. セグメント情報」に記載しております。なお、当社グループの売上収益は全て顧客との契約から生じたものであります。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	313,997	283,620
契約資産	5,260	6,538
契約負債	75,910	28,687

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ4,337千円及び60,149千円であります。

契約資産は、フローサービス提供による収益について、一定期間にわたり充足した履行義務に係る対価に対する当社グループの権利であり、支払いに対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に對価を受領しています。また、当社グループの顧客との契約から生じた債権に重要な金融要素はありません。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

なお、営業債権及び契約資産に関する減損損失については、「31. 金融商品」にて記載しております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループにおいて、契約の獲得または履行のコストから認識した資産はありません。

24. 売上原価及び販売費及び一般管理費

売上原価及び販売費及び一般管理費の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
従業員および役員に対する給付費用	2,090,601	1,908,296
業務委託費	331,871	519,637
減価償却費及び償却費(注)	185,060	198,393
支払手数料	107,284	84,031
支払報酬	43,276	53,766
その他	249,908	243,346
合計	3,008,000	3,007,469

(注)「減価償却費及び償却費」は、連結財政状態計算書上「その他の非流動資産」に含まれる長期前払費用の償却額を含みます。

25. その他の収益及び費用

その他の収益の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
受取賠償金	-	9,095
政府補助金	-	3,000
固定資産売却益	300	969
リース負債取崩益	2,899	15,792
共済戻入益	-	8,004
その他	5,375	11,276
合計	8,574	48,137

その他の費用の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
事業構造改善費用	18,403	-
減損損失	6,417	35,724
原状回復費用	1,077	104
その他	1,348	642
合計	27,245	36,469

26. 金融収益及び金融費用

金融収益の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	2,989	2,777
為替差益	30,171	15,482
合計	33,160	18,259

金融費用の内訳は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
支払利息		
リース負債に係る利息費用	24,675	25,463
資産除去債務に係る利息費用	165	102
投資有価証券評価損		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	18,797	31,634
その他	1,026	4,797
合計	44,662	61,995

27. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
当期発生額	23,401	96,136
税効果額	1,931	8,407
小計	25,332	104,542
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	92,082	58,212
組替調整額	-	-
税効果調整前	92,082	58,212
税効果額	-	-
小計	92,082	58,212
合計	117,414	162,755

28. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	53,015	18,732
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(千円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(千円)	53,015	18,732
加重平均普通株式数(千株)	11,354	11,414
普通株式増加数		
新株予約権(千株)	538	451
希薄化後の加重平均普通株式数(千株)	11,892	11,865
基本的1株当たり当期利益(円)	4.67	1.64
希薄化後1株当たり当期利益(円)	4.46	1.58

29. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下の通りであります。

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	2023年 10月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動				2024年 9月30日
			連結範囲の変 動	為替変動	新規リース	その他	
短期借入金	14,996	52,746	53,750	-	-	-	16,000
長期借入金	-	178,374	141,512	-	-	-	319,886
リース負債	956,631	123,757	50,478	19,284	-	55,744	808,323
合計	971,627	1,871	245,740	19,284	-	55,744	1,144,209

（注）前連結会計年度における「リース負債」の「その他」は、主にリース契約の解約やリース負債の再測定による減少を含みます。また、長期借入金のキャッシュ・フローを伴う変動には、借入関連手数料の支払が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

	2024年 10月1日	キャッシュ ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動			2025年 9月30日
			為替変動	新規リース	その他	
短期借入金	16,000	16,000	-	-	-	-
長期借入金	319,886	228,788	-	-	-	548,674
リース負債	808,323	121,649	9,798	165,388	199,355	642,909
合計	1,144,209	91,139	9,798	165,388	199,355	1,191,583

（注）当連結会計年度における「リース負債」の「その他」は、主にリース契約の解約やリース負債の再測定による減少を含みます。

(2) 非資金取引

重要な非資金取引の内容は「(1) 財務活動から生じた負債の変動」のキャッシュ・フローを伴わない変動に記載の通りであります。

30. 株式に基づく報酬

(1) 株式に基づく報酬制度の内容

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して付与されております。当社が発行するストック・オプションは、全て持分決済型株式報酬であります。行使期間は割当契約に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効いたします。当社が発行しているストック・オプションの内容は、以下の通りであります。

	付与数(株)	付与日	行使期限	権利確定条件
第1回	1,728,200	2018年6月19日	2028年5月31日	付与日以後、権利確定日(2020年5月31日)まで継続して勤務していること。
第2回	307,000	2019年10月16日	2029年10月16日	付与日以後、権利確定日(2021年10月16日)まで継続して勤務していること。
第3回	125,000	2021年1月16日	2031年1月16日	付与日以後、権利確定日(2023年1月16日)まで継続して勤務していること。
第4回	252,000	2021年4月15日	2031年4月15日	付与日以後、権利確定日(2023年4月15日)まで継続して勤務していること。
第5回	399,000	2022年9月8日	2032年9月7日	付与日以後、権利確定日(2024年9月30日)まで継続して勤務していること。
第6回	342,700	2023年9月11日	2033年9月10日	付与日以後、権利確定日(2025年9月30日)まで継続して勤務していること。
第7回	374,000	2025年3月7日	2035年3月6日	付与日以後、権利確定日(2027年9月30日)まで継続して勤務していること。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,455,000	387.1	1,252,500	396.8
付与	-	-	374,000	498
行使	125,500	97.3	56,000	132.1
失効	77,000	702.3	46,000	627.9
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,252,500	396.8	1,524,500	424.3
期末行使可能残高	648,800	125.2	592,800	124.6

- (注) 1. 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均行使価格は、前連結会計年度において97.3円、当連結会計年度において132.1円であります。
2. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格は、第1回新株予約権が30.7円、第2回新株予約権が200.0円、第3回新株予約権が177.0円、第4回新株予約権が177.0円、第5回新株予約権が744.0円、第6回新株予約権が637.0円、第7回新株予約権が498.0円であります。
3. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存契約年数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ6.7年及び6.6年であります。

(3) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの公正価値は、以下の前提条件に基づき、モンテカルロ・シミュレーションを用いて評価しております。

	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
	第7回ストック・オプション
公正価値	498円
付与日の株価	450円
株価変動性（注）	47.10%
配当利回り	- %
無リスク利子率	1.36%
行使価格	498円

(注) 株価変動性は、当社の実績株価変動性を基に見積もっております。

31. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ROE及びEPS等であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

各年度末における、金融資産のステージ別の帳簿価額（貸倒引当金控除前）は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
営業債権及び契約資産	319,257	290,158
償却原価で測定するその他の金融資産		
ステージ1の金融資産	64,474	74,934
ステージ2の金融資産	-	-
ステージ3の金融資産	-	-

連結財務諸表に表示されている金融資産の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに係るエクスポージャーの最大値であります。

営業債権及び契約資産に係る年齢分析内訳は、以下の通りであります。

前連結会計年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

延滞日数	貸倒引当金が 12ヶ月の予想 信用損失と 等しい金額で 測定されるもの	貸倒引当金が全期間の予想信用損失に 等しい金額で測定されるもの			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損 金融資産	営業債権及び 契約資産	
延滞なし	64,474	-	-	296,697	361,171
30日以内	-	-	-	-	-
30日超60日以内	-	-	-	335	335
60日超90日以内	-	-	-	4,013	4,013
90日超	-	-	-	18,212	18,212
合計	64,474	-	-	319,257	383,731

当連結会計年度 (2025年9月30日)

(単位:千円)

延滞日数	貸倒引当金が 12ヶ月の予想 信用損失と 等しい金額で 測定されるもの	貸倒引当金が全期間の予想信用損失に 等しい金額で測定されるもの			合計
		信用リスクが当 初認識以降に著 しく増大した金 融資産	信用減損 金融資産	営業債権及び 契約資産	
延滞なし	74,439	-	-	281,942	356,381
30日以内	-	-	-	104	104
30日超60日以内	-	-	-	-	-
60日超90日以内	-	-	-	986	986
90日超	495	-	-	7,126	7,621
合計	74,934	-	-	290,158	365,092

貸倒引当金の増減は以下の通りであります。

(単位:千円)

	営業債権及び 契約資産	償却原価で測定するその他の金融資産		
		単純化したアプローチ を適用した金融資産に 係る貸倒引当金	ステージ1の金融資産 に係る貸倒引当金	ステージ2の金融資産 に係る貸倒引当金
2023年10月1日	12,288	-	-	-
企業結合による増 加	4,527	-	-	-
繰入額(純額)	2,632	-	-	-
目的使用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2024年9月30日	19,447	-	-	-
繰入額(純額)	12,532	-	-	-
目的使用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
2025年9月30日	6,916	-	-	-

流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下の通りであり、契約上のキャッシュ・フローは利息支払額を含んだ割引前のキャッシュ・フローを記載しております。

前連結会計年度(2024年9月30日)

(単位:千円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金(一年以内の支払予定を 含む)	335,886	335,886	103,403	84,625	79,817	4,158	3,648	60,236
営業債務及びその他の債務	188,361	188,361	188,361	-	-	-	-	-
リース負債 (一年以内の支払予定を含む)	808,323	906,655	128,619	128,671	128,458	112,783	43,711	364,414
合計	1,332,570	1,430,903	420,383	213,296	208,275	116,941	47,359	424,650

当連結会計年度（2025年9月30日）

（単位：千円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
借入金(一年以内の支払予定を含む)	548,674	548,674	130,333	127,445	50,746	47,916	47,916	144,319
営業債務及びその他の債務	203,109	203,109	203,109	-	-	-	-	-
リース負債 (一年以内の支払予定を含む)	642,909	707,660	135,765	128,413	124,450	111,808	23,957	183,266
合計	1,394,692	1,459,443	469,206	255,858	175,196	159,724	71,873	327,585

為替リスク管理

当社グループは、日本とベトナムで事業を展開しており、当社グループの各機能通貨とは異なる通貨による外部取引及びグループ間取引の結果、為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

（1）為替感応度分析

以下の表は、当社グループの為替リスクエクスポージャーに対する感応度分析であります。

感応度分析は、期末日現在における、為替差額を当期利益で認識する外貨建の営業債権・債務等から生じる為替リスクエクスポージャーに対して、日本円が1%円高となった場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響を示しております。本分析においては、その他の変動要因（残高、金利等）は一定であることを前提としております。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
ベトナムドン	407	1,239
米国ドル	648	618

金利リスク管理

当社グループの有利子負債のうち変動金利のものは、金利の変動リスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクを低減するため、変動金利の有利子負債について金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行う方針であります。

なお、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

（3）金融商品の公正価値

金融商品の公正価値について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

金融商品のレベル間の振替は、各連結会計年度末において認識しております。なお、当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の振替はありません。

償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)		当連結会計年度 (2025年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
その他の金融資産	62,036	63,510	71,593	68,361

(注) 短期金融資産、短期金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上表に含めておりません。

上記の金融商品の公正価値の測定方法は、以下の通りであります。

(その他の金融資産)

敷金、保証金及び預託金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っており、レベル2に分類しております。

公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

前連結会計年度 (2024年9月30日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	60,062	60,062
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	285,279	285,279
合計	-	-	345,341	345,341

当連結会計年度 (2025年9月30日)

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	28,428	28,428
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	-	-	194,478	194,478
合計	-	-	222,906	222,906

(レベル3に分類した金融商品の公正価値測定)

()公正価値の評価技法及びインプット

レベル3に分類される活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式における、観察可能でないインプットを使用した公正価値の評価技法及びインプットは、以下の通りです。

評価技法	観察可能でないインプット	観察可能でないインプットの範囲	
		2024年9月30日	2025年9月30日
割引キャッシュ・フロー法	割引率	5.5% ~ 13.6%	6.3% ~ 55.0%
	永久成長率	1.0%	1.2%
	非流動性ディスカウント	30.0%	30.0%
	EV/EBITDA倍率(注)	6.3倍 ~ 12.4倍	5.4倍 ~ 16.3倍

(注) 繼続価値算定のために、類似会社の倍率を使用しています。

()感応度分析

重要な観察可能でないインプットのうち、割引率、非流動性ディスカウントが上昇(低下)した場合は、非上場株式の公正価値が減少(増加)します。一方、永久成長率、EV/EBITDA倍率が上昇(低下)した場合は、非上場株式の公正価値は増加(減少)します。

()評価プロセス

非上場株式の公正価値は、当社グループの担当部門がグループ会計方針等に従って、四半期ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定しています。公正価値の評価結果は適切な権限者がレビュー、承認しており、公正価値の変動の根拠と併せて経営者に報告がなされております。

()レベル3に分類した金融商品の調整表

各年度におけるレベル3に分類された金融商品の調整表は、以下の通りであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	337,272	345,341
取得	50,268	19,966
売却	-	11,806
利得及び損失		
純損益(注)1	18,797	31,634
その他の包括利益(注)2	23,401	98,961
期末残高	345,341	222,906
報告期間末に保有している資産について		
純損益に計上された未実現損益の変動 (注)1	18,797	31,634

(注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。

2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

32. 主要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は以下の通りであります。

名称	所在地	報告セグメント	議決権の所有割合
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン市	ハイブリッド型サービス	100%
Hybrid Techno Camp Co., Ltd.	ベトナム ホーチミン市	ハイブリッド型サービス	100%
株式会社ハイブリッドテックエージェント	東京都	ハイブリッド型サービス	100%
Wur株式会社	東京都	ハイブリッド型サービス	67%
ドコドア株式会社	新潟県	ハイブリッド型サービス	90%
株式会社ハイブリッドビジネスコンサルティング	東京都	ハイブリッド型サービス	100%

33. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関係会社	株式会社エアトリ	ハイブリッド型サービスの受注	590,157	54,228
役員(子会社取締役)	本間 孝之	債務保証（注4）	36,920	-
役員(当社取締役)	閔間 莉央	債務保証（注5）	13,416	-

（注）取引条件及び取引条件の決算方針等

1. 関連当事者との取引条件は、個別に交渉の上、決定しております。
2. 債権に対して貸倒引当金は設定しておりません。
3. 取引価格については、独立した第三者による算定結果を踏まえて決定しております。
4. 連結子会社のドコドア株式会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。
5. 連結子会社のWur株式会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。また、閔間 莉央はWur株式会社の取締役も兼任しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

（単位：千円）

種類	名称	取引の内容	取引金額	未決済金額
その他の関係会社	株式会社エアトリ	ハイブリッド型サービスの受注	808,579	59,156
役員(子会社取締役)	本間 孝之	債務保証（注4）	16,696	-
役員(当社取締役)	閔間 莉央	債務保証（注5）	10,308	-

（注）取引条件及び取引条件の決算方針等

1. 関連当事者との取引条件は、個別に交渉の上、決定しております。
2. 債権に対して貸倒引当金は設定しておりません。
3. 取引価格については、独立した第三者による算定結果を踏まえて決定しております。
4. 連結子会社のドコドア株式会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。
5. 連結子会社のWur株式会社の銀行借入に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。また、閔間 莉央はWur株式会社の取締役も兼任しております。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社の取締役及び監査役に対する報酬は、以下の通りです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
基本報酬及び賞与	96,630	136,580
合計	96,630	136,580

34. コミットメント

当社グループにおいて、開示すべき重要な事項はありません。

35. 偶発債務

当社グループにおいて、重要な偶発債務はありません。

36. 後発事象

(NGS Consulting Joint Stock Companyの株式取得による企業結合)

当社は、2024年12月16日付「ベトナム国内への事業展開に向けたNGSC社の株式取得（連結子会社化）に関する基本合意のお知らせ」で公表しましたNGS Consulting Joint Stock Company（以下、NGSC社）の株式取得に關し、2025年4月30日開催の取締役会において決議し、同日付で締結した株式譲渡契約及びNGSC社の運営に関する株主間契約に基づき、2025年10月1日に同社の発行済株式の40%を取得いたしました。また、株主間契約の締結より、当社がNGSC社の取締役の指名権を持つこと、当社の意思を反映したNGSC社の運営を行うことなどについて、NGSC社の他の株主と合意し、これらの条件によって、実質支配力基準に基づき、NGSC社を当社の連結子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：NGS Consulting Joint Stock Company

事業の内容：ITコンサルティング、IT開発及びシステム導入支援

企業結合を行った主な理由

当社は、2024年11月14日に発表した2024年9月期決算発表、及び2024年11月29日に公開した「事業計画及び成長可能性に関する事項」にて定義した新たな成長戦略として、

- ・既存事業における開発対応領域の拡大
- ・顧客に提供するソリューションの拡大
- ・サービスを提供するマーケットの拡大

の3つの軸で事業拡大を図り、「グローバルIT総合サービス」の提供を目指すこととしています。

NGSC社は、当社が株式を取得する以前において、NGS Telecommunication and Equipment Joint Stock Companyの子会社であり、ヴィエティンバンク（銀行）や、ベトナム航空等、各業種のベトナム国内大手顧客に対する、ERP、クラウド、CRMなどの幅広いソリューションを用いた開発・導入支援、トレーニングやオペレーション支援等の豊富なコンサルティング実績を誇っております。

同社は、2018年の設立から、顧客の需要に合致するシステムの導入コンサルティング領域を軸に事業領域の拡大を続け、現在は400名規模の事業体制を構築しております。MicrosoftやDell、SAP、Wolters Kluwer、FINASTRA等の世界的に展開するソリューションプロバイダのパートナー認証を取得し、その豊富な実績からMicrosoft Partner of the Year賞やBest Success Factors (HXM) Partner賞を受賞するなど、プロバイダからも高く評価されております。このような幅広いソリューションの提供体制のもと、同社はエネルギー、銀行・金融、航空、製造業などを中心に、各業界のベトナム国内大手企業に対し、150件以上の支援実績を有しております。

顧客に提供するソリューションの拡大、及び日本国外マーケットへの進出を目指す当社が、ベトナム国内で様々なソリューションの提供実績を有するNGSC社の株式を取得することで、当社の成長を力強く推進することができること、また、日本国内への事業展開を目指しているNGSC社にとっても当社グループの事業ネットワークとの協業が有効に機能すると見込まれることから、両社の成長戦略を相互にサポートできる有力なパートナーになり得ると考え、NGSC社の株式取得に至りました。

取得日

2025年10月1日

被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得

結合後の企業の名称
変更はありません。

取得した議決権付資本持分の割合
40%

取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式（議決権40%）を取得し、実質支配力基準により子会社化したことによる
ものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類

取得の対価	現金	320億VND (184,035千円)
取得原価		320億VND (184,035千円)

なお、条件付対価契約が含まれており、取得の対価に一定の調整が行われる可能性があります。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	24,139 千円
------------	-----------

(4) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

現時点では確定しておりません。

(親会社及びその他の関係会社の異動)

2025年10月1日付で、当社のその他の関係会社であった株式会社エアトリ（以下「エアトリ社」）が、以下のとおり、その他の関係会社に該当しないこととなると共に、当社の親会社に該当することとなりました。

(1) 異動の理由

エアトリ社と、当社の主要株主であり、その他の関係会社であるSoltec Investments Pte. Ltd.（以下「Soltec社」）は2025年8月21日、当社の議決権の行使に際して、エアトリ社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意しました。

これにより、2025年10月1日以降、エアトリ社の当社に対する実質的な支配が認められることから、当社はエアトリ社の連結子会社及び特定子会社と判断されることとなりました。

(2) 株式会社エアトリの概要

名称：株式会社エアトリ

事業の内容：エアトリ旅行事業、ITオフショア開発事業、訪日旅行事業・Wi-Fiレンタル事業、メディア事業、投資事業（エアトリCVC）、地方創生事業、クラウド事業、マッチングプラットフォーム事業、CXOコミュニティ事業、HRコンサルティング事業、航空会社総代理店事業、レンタカー事業、海外ツアー事業、法人DX推進事業・ヘルスケア事業、人材ソリューション事業、クリエイティブソリューション&DX事業、AIロボット事業、ゴルフインターフェース事業、外貨自動両替機事業、町家宿泊・日本文化体験事業

(3) 異動前後における株式会社エアトリの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)(注2)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2025年9月30日現在)	その他の関係会社	31,151 (27.20%)	3,500 (3.06%)	34,651 (30.26%)
異動後	親会社	31,151 (27.20%)	3,500 (3.06%)	34,651 (30.26%)

(注) 1. 本件は、当社の議決権行使に関して、当社の主要株主であるSoltec社(議決権34.52%)が、エアトリ社の意思と同一の内容の議決権行使することに同意したことによるものであり、保有株式数、議決権数の変動はありません。

2. 2025年9月30日時点の総議決権数に対する割合を記載しています。

(4) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

本件異動後は、新たに当社の親会社となるエアトリ社が、当社に与える影響が最も大きくなるため、Soltec社は開示対象となる非上場の親会社等から除かれることとなります。なお、エアトリ社は東京証券取引所に上場しているため、本件異動後、開示対象となる非上場の親会社等はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益(千円)	1,561,345	3,024,742
税引前中間(当期)利益(は損失)(千円)	17,027	14,796
親会社の所有者に帰属する中間(当期)利益(は損失)(千円)	26,256	18,732
基本的1株当たり中間(当期)利益(は損失)(円)	2.30	1.64

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	851,354	415,823
売掛金	2 221,348	2 420,995
1年内回収予定の長期貸付金	2 116,339	-
短期貸付金	2 50,000	-
未収入金	2 113,840	2 141,326
前払費用	13,068	22,475
未収還付法人税等	-	17,343
その他	2 13,971	2 9,604
貸倒引当金	-	495
流動資産合計	1,379,923	1,027,073
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	39,659	19,840
工具、器具及び備品(純額)	12,990	2,033
有形固定資産合計	52,649	21,873
無形固定資産		
のれん	119,064	72,975
その他	26,479	16,229
無形固定資産合計	145,544	89,204
投資その他の資産		
投資有価証券	396,041	274,053
関係会社株式	1 822,675	1 1,156,071
前払金	-	206,673
その他	10,800	22,000
投資その他の資産合計	1,229,518	1,658,798
固定資産合計	1,427,711	1,769,877
資産合計	2,807,634	2,796,950

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 66,666	1 112,374
未払金	2 55,607	2 70,521
未払法人税等	41,834	-
預り売上	2 355,442	2 300,945
預り金	11,943	6,683
賞与引当金	5,202	4,978
その他	2 7,755	7,357
流動負債合計	544,452	502,862
固定負債		
長期借入金	1 133,333	1 337,149
資産除去債務	12,562	8,164
繰延税金負債	2,151	-
固定負債合計	148,047	345,314
負債合計	692,500	848,176
純資産の部		
株主資本		
資本金	915,546	919,552
資本剰余金		
資本準備金	880,423	883,816
資本剰余金合計	880,423	883,816
利益剰余金		
その他利益剰余金	318,524	144,267
繰越利益剰余金		
利益剰余金合計	318,524	144,267
自己株式	80	81
株主資本合計	2,114,414	1,947,555
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	116	287
評価・換算差額等合計	116	287
新株予約権	603	931
純資産合計	2,115,134	1,948,774
負債純資産合計	2,807,634	2,796,950

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1 1,006,595	1 762,319
売上原価	1 412,315	1 293,452
売上総利益	594,279	468,867
販売費及び一般管理費	1, 2 502,724	1, 2 508,884
営業利益又は営業損失()	91,555	40,017
営業外収益		
受取利息	1 2,502	1 2,230
年会費収入	-	8,712
保険解約返戻金	3,185	-
雑収入	-	1,162
その他	2,005	775
営業外収益合計	7,692	12,881
営業外費用		
支払利息	124	3,475
為替差損	14,818	-
その他	547	363
営業外費用合計	15,490	3,838
経常利益又は経常損失()	83,757	30,974
特別利益		
新株予約権戻入益	77	46
投資有価証券売却益	-	4,311
特別利益合計	77	4,357
特別損失		
減損損失	-	3 27,536
抱合せ株式消滅差損	26,341	-
投資有価証券評価損	29,707	132,135
特別損失合計	56,049	159,672
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	27,784	186,289
法人税、住民税及び事業税	48,283	1,360
法人税等調整額	14,780	13,392
法人税等合計	33,502	12,032
当期純損失()	5,718	174,257

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
労務費		250,768	60.8	184,993	63.0%
外注費		161,547	39.2	108,459	37.0%
売上原価合計		412,315	100.0	293,452	100.0%

(原価計算の方法)

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】
前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	908,306	875,451	875,451	324,243	324,243	79	2,107,922	-	338 2,108,260			
当期変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	7,239	4,971	4,971	-	-	-	12,211	-	- 12,211			
当期純損失()	-	-	-	5,718	5,718	-	5,718	-	- 5,718			
自己株式の取得	-	-	-	-	-	1	1	-	- 1			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	116	265 382			
当期変動額合計	7,239	4,971	4,971	5,718	5,718	1	6,491	116	265 6,874			
当期末残高	915,546	880,423	880,423	318,524	318,524	80	2,114,414	116	603 2,115,134			

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計			
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計						
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	915,546	880,423	880,423	318,524	318,524	80	2,114,414	116	603 2,115,134			
当期変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	4,006	3,393	3,393	-	-	-	7,399	-	- 7,399			
当期純損失()	-	-	-	174,257	174,257	-	174,257	-	- 174,257			
自己株式の取得	-	-	-	-	-	0	0	-	- 0			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	171	328 499			
当期変動額合計	4,006	3,393	3,393	174,257	174,257	0	166,859	171	328 166,360			
当期末残高	919,552	883,816	883,816	144,267	144,267	81	1,947,555	287	931 1,948,774			

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、連結子会社に対してシステム開発支援サービスを提供しております。当該サービスの履行義務は、当社グループが提供するハイブリッド型サービスの一部として、主としてシステムエンジニア等の労働力を契約期間にわたって連結子会社に提供することあります。当社は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

6. 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65 2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次の通りです。

関係会社株式及び投資有価証券の回収可能価額

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
関係会社株式	822,675	1,156,071
投資有価証券	396,041	274,053

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の関係会社株式及び投資有価証券は、いずれも市場価格のない株式等であり、その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で株式を取得しております。

当該株式は、超過収益力を加味して実質価額を算定し、減損の要否の判定を行っております。超過収益力を反映した実質価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。将来キャッシュ・フローの見積りは、投資先企業の事業計画を基礎としております。また、超過収益力の毀損の有無の判断にあたっては、投資時の事業計画の達成状況や将来の成長性及び業績に関する見通し等を総合的に勘案して検討しております。

この判断にあたっての主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高成長率及び営業利益率であります。上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります

(1)担保提供資産

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
関係会社株式	208,000千円	208,000千円

(2)担保付債務

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内返済予定長期借入金	66,666千円	66,666千円
長期借入金	133,333	66,666
合計	200,000	133,333

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
短期金銭債権	392,977千円	430,307千円
短期金銭債務	362,590	301,341

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
--	---	---

営業取引による取引高

売上高	1,006,595千円	762,319千円
仕入高・販売費及び一般管理費	8,983	38,683
営業取引以外の取引による取引高	2,401	1,493

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度84%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	126,898千円	126,626千円
役員報酬	82,230	104,760
販売促進費	21,726	22,257
支払報酬	30,143	34,378
減価償却費	15,442	15,846
賞与引当金繰入額	1,982	2,405
貸倒引当金繰入額	-	495

3 減損損失

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(1) 減損損失を認識した資産の概要

用途	場所	種類
本社事務所	東京都中央区	建物
		資産除去債務対応資産
		工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

本社事務所の固定資産につきまして、本社移転を決定したことにより将来の使用が認められなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上いたしました。

(3) 資産のグルーピング方法

当社は他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

(4) 減損損失の金額

種類	(千円)
建物	13,200
工具、器具及び備品	10,123
資産除去債務対応資産	4,212
合計	27,536

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により算定しておりますが、移転に伴う原状回復義務による破棄が見込まれたため、回収可能価格をゼロとしております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2024年9月30日) (千円)	当事業年度 (2025年9月30日) (千円)
子会社株式	822,675	1,156,071

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	6,666千円
投資有価証券	-	25,684
有形固定資産	-	8,431
賞与引当金	1,592	1,524
未払事業税	3,745	1,708
資産除去債務	3,846	4,268
その他	189	511
繰延税金資産小計	9,374	48,795
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	-	28,258
繰延税金資産合計	9,374	20,537
繰延税金負債		
企業結合により識別された無形資産	8,107	5,023
資産除去債務に対応する除去費用	3,418	3,419
その他	-	986
繰延税金負債合計	11,526	9,429
繰延税金資産(負債)の純額	2,151	11,108

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	30.62%	
(調整)		
住民税均等割	4.89%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.66%	税引前当期純損失
のれん償却	50.79%	を計上したため、
抱き合わせ株式消滅差損	29.03%	該当の記載を行つ
法人税控除	0.06%	ておりません。
連結子会社吸收合併による影響	3.89%	
その他	0.58%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	120.58%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」が課されることとなりました。これに伴い、2026年10月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度に適用した場合の影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(株式取得による企業結合)

取得による企業結合については、連結財務諸表注記「7.企業結合」に同一内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表注記の「36.後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	39,659	1,035	17,413 (17,413)	3,442	19,840	8,059
	工具、器具及び備品	12,990	1,321	10,123 (10,123)	2,154	2,033	9,100
	計	52,649	2,357	27,536 (27,536)	5,596	21,873	17,160
無形固定資産	のれん	119,064	-	-	46,089	72,975	-
	その他	26,479	-	-	10,250	16,229	-
	計	145,544	-	-	56,339	89,204	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、2025年9月に本社オフィス移転の意思決定に伴い、減損損失を計上しております。

・建物: 17,413千円

・工具、器具及び備品: 10,123千円

2. 当期有形固定資産増加額のうち主なものは次のとおりです。

・建物: 本社オフィス移転に伴う原状回復工事費用: 1,035千円

・工具、器具及び備品: パソコン、ロッカーの購入: 1,321千円

【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	5,202	4,978	5,202	4,978
貸倒引当金	-	495	-	495

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日及び毎年9月30日 上記の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨、定款に定めてあります。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り (注) 1.	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 (https://www.hybrid-technologies.co.jp/company/profile.html/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取扱います。

2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めてあります。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）2024年12月24日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月24日関東財務局長に提出

(3)半期報告書及び確認書

（第10期半期）（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）2025年5月15日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2024年12月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年2月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

(5)訂正臨時報告書

2025年2月21日関東財務局長に提出

2025年2月14日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月19日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大国 光大

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山口 泰嗣

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 連結財務諸表注記36.後発事象 (NGS Consulting Joint Stock Companyの株式取得による企業結合) に記載されているとおり、会社は2025年10月1日にNGS Consulting Joint Stock Companyの発行済株式の40%を取得し、実質支配力基準に基づいて同社を連結子会社化した。
- 連結財務諸表注記36.後発事象 (親会社及びその他の関係会社の異動) に記載されているとおり、会社のその他の関係会社であった株式会社エアトリが、2025年10月1日付で会社の親会社に該当することとなった。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3に分類された投資有価証券の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結財政状態計算書において、投資有価証券222,906千円が計上されている。</p> <p>「注記31.(3)金融商品の公正価値」に記載のとおり、上記投資有価証券は、公正価値ヒエラルキーのレベル別分類でレベル3（観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値）に分類され、その公正価値の算定の基礎になる企業価値については、割引キャッシュ・フロー法を使用して算定している。</p> <p>割引キャッシュ・フロー法において使用される事業計画上の「将来キャッシュ・フロー」、「EV/EBITDA倍率」や「割引率」の仮定は、経営者の判断により重要な影響を受け、またこれらの仮定の変化により公正価値が大きく変動する。</p> <p>以上から、レベル3に分類された投資の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、レベル3に分類された投資有価証券の公正価値評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定について、投資先企業の事業の状況に関する情報の収集方法を理解し、投資後に実施する社内のモニタリングや評価金額の承認方法といった内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 投資先企業の事業の状況やファイナンスの状況を把握するため、会社が作成した投資銘柄ごとの評価書を査閲した。また、公正価値の変動につながる投資先の事業の進捗や資金調達の状況といった事象の有無及び公正価値の見積方法について検討した。 会社の投資評価ポリシーに基づき再評価対象となった投資先企業について以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 割引率について、公表されているデータ、対象会社の事業の状況を踏まえ、割引率へのリスクの反映水準および算定プロセスを検討し、その算定方法及び水準が合理的であるかどうかを評価した。 割引率に加重平均資本コストを使用する場合は、加重平均資本コストの算定基礎となるリスクフリー・レート、リスク・プレミアム等と外部機関が公表しているデータを照合し検討した。 評価対象会社と比較可能な類似会社の選定に当たり、取得時点からの恣意的な変更の有無を検討するとともに、EV/EBITDA倍率につき、基礎情報の正確性を検討した。 割引率やEV/EBITDA倍率等の重要な仮定について、計算突合を実施した。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「連結財務諸表注記 4. 重要性がある会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載されているとおり、当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれんを1,113,000千円計上している。</p> <p>企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎期又は減損の兆候がある場合は隨時、減損テストを実施している。</p> <p>減損テストでは、のれんを配分した資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額合計を回収可能価額と比較し、帳簿価額合計が回収可能価額を上回る場合に、その差額を減損損失として認識している。</p> <p>回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としている。</p> <p>当連結会計年度において使用価値を算定した結果、資金生成単位の使用価値が帳簿価額合計を上回ったため、のれんに係る減損損失は認識していない。</p> <p>使用価値の算定においては、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した事業計画（5年）を基礎とし、事業計画を超える期間については、成長率として1.2%を用いて算定した見積キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定している。なお、割引率は、加重平均資本コストに基づく割引率を用いている。</p> <p>このように、のれんの評価は、将来事業計画に考慮されている経営者の仮定に不確実性を伴い、成長率や加重平均資本コストについても経営者の主観的な判断に大きく影響を受けることから、当監査法人はのれんの評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんの評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 ・見積将来キャッシュ・フローは、原則として5期分の将来事業計画に基づいて算定が行われるため、当該事業計画及び事業計画に考慮されている重要な仮定について以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 売上高成長率、営業利益率について、達成するための施策を経営者等と議論するとともに、実績の推移分析を実施し、その合理性及び実行可能性を検討した。 - 過去の事業計画と実績を比較分析することにより、将来事業計画の見積りの不確実性を評価した。 - 加重平均資本コストについて、計算の基礎となるリスクフリー・レート、リスク・プレミアム等と外部機関が公表しているデータを照合し検討した。 - 成長率について、根拠資料と照合し、その合理性を検討した。 - 見積将来キャッシュ・フロー及び加重平均資本コストに基づき、使用価値が適切に算定されていることを検証した。
その他の記載内容	
その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。	
当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。	
連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。	
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。	
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。	

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ハイブリッドテクノロジーズが2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、23百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大国 光大

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山口 泰嗣

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年10月1日にNGS Consulting Joint Stock Companyの発行済株式の40%を取得し、実質支配力基準に基づいて同社を連結子会社化した。
 2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社のその他の関係会社であった株式会社エアトリが、2025年10月1日付で会社の親会社に該当することとなった。
- 当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

超過収益力等を反映した価額で取得した株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式1,156,071千円、及び投資有価証券274,053千円が計上されている。当該株式は企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」における「市場価格のない株式等」に該当する。</p> <p>会社は、当該株式の引受価額の決定にあたっては投資先企業の事業計画に基づく企業価値の妥当性を検討した上で、投資先企業の超過収益力等を反映した価額で取得しており、期末の株式の減損の検討にあたっては投資先企業の財政状態に当該超過収益力等を反映した価額をもって実質価額としている。会社は、当該実質価額が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、株式の実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行っている。</p> <p>当該株式の帳簿価額に重要性があり、減損の検討における超過収益力等の算定の基礎である投資先企業の企業価値の算定には見積り及び判断が伴うことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・投資の評価損の認識の要否に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。・帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 <p>なお、実質価額の検討内容は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(レベル3に分類された投資有価証券の評価の妥当性)及び(のれんの評価)と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。